

目 次

◎第1回定例会

○3月5日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	平成19年度施政方針表明	4
日程第4	議案第1号から議案第37号までの37議案、陳情第1号及び意見書(案) 第1号一括上程	9
日程第5	意見書(案)第1号 質疑・討論・採決	19

○3月7日(第2号)

日程第1	発議第1号及び発議第2号一括議題	22
日程第2	質疑・討論・採決	23
日程第3	総括質疑	24
日程第4	常任委員会付託	30

○3月14日(第3号)

日程第1	追加議案の取扱いについて	34
日程第2	一般質問	35
	7番 東村 和往君	35
	3番 上西 祐子君	42
	1番 斉藤ちづ子君	50
	2番 財部 一男君	60
	16番 的場 茂君	70
	9番 池田 克子君	82

○3月19日(第4号)

日程第1	常任委員長報告	94
	総務文教常任委員長	95
	福祉保健常任委員長	98

産業建設常任委員長	101
日程第2 質疑・討論・採決（議案第1号から議案第37号まで37議案及び陳情第1号）	105
追加日程第1 意見書（案）第2号上程	122
日程第3 議案第38号、議案第39号、議案第40号一括上程	123
日程第4 質疑・討論・採決（議案第38号から議案第40号の3議案）	124
日程第5 議会広報編集特別委員会の視察研修報告	128
日程第6 議会広報編集特別委員会の報告	129
日程第7 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	130
日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について	130
追加日程第2 桑畑浩三君の議員辞職の件	130

三股町告示第1号

平成19年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年3月2日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成19年3月5日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
長尾 鈴子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	別府 久光君
原田 重治君	中石 高男君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○3月7日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成19年3月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成19年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第37号までの37議案、陳情第1号及び意見書(案)第1号
一括上程
日程第5 意見書(案)第1号 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成19年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第37号までの37議案、陳情第1号及び意見書(案)第1号
一括上程
日程第5 意見書(案)第1号 質疑・討論・採決
-

出席議員(18名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 斉藤ちづ子君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 福留 久光君 |
| 5番 長尾 鈴子君 | 6番 大久保義直君 |
| 7番 重久 邦仁君 | 8番 東村 和往君 |
| 9番 池田 克子君 | 10番 別府 久光君 |
| 11番 原田 重治君 | 12番 中石 高男君 |
| 13番 小牧 利美君 | 14番 宮田 強雄君 |
| 15番 黒木 孝光君 | 16番 的場 茂君 |
| 17番 桑畑 浩三君 | 18番 山領 征男君 |
-

上げます。

去る3月2日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行いました。

その結果、本定例会の会期は、本日より19日までの15日間とすることに決定しました。日程の明細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、意見書(案)第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決定しました。また、7日の本会議に、議員発議による議案2件を上程し、委員会付託を省略し、当日、全体審議で措置することに決しました。

次に、一般質問の通告期限であります、あす6日の正午をもって締め切ることにいたしましたので、時間の厳守方、よろしく願いたします。

以上、報告を終わります。

○議長(原田 重治君) お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日より3月19日までの15日間とし、意見書(案)第1号は委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置し、7日に議員発議による議案2件を上程し、委員会付託を省略し、当日全体審議としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原田 重治君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月19日までの15日間とすること、意見書(案)第1号は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置し、7日に議員発議による議案2件を上程し、委員会付託を省略し、当日、全体審議とすることに決しました。

次に、一般質問の通告期限であります、明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、一般質問をされる方は、時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いいたします。

また、総括質疑の通告についても、明日の午後までとなっております。詳細な数値等の提示を求める質疑については、事前に通告くださるようお願いいたします。

日程第3. 平成19年度施政方針表明

○議長(原田 重治君) 日程第3、平成19年度の施政方針の表明を求めます。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長(桑畑 和男君) おはようございます。本日、ここに、平成19年第1回三股町議会定例会の開会に当たりまして、平成19年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げます。

私は、就任以来、町政の円滑な運営に意を注ぎ、各種の事業を計画どおり推し進めているところであります。が、この間における町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解、御協力に対

しまして、衷心より深く感謝申し上げる次第であります。

また、昨年は、町長として3期目のご信任をいただき、引き続き、私の政治信条であります「対話と協調」を基本に、町政の運営を担う決意を新たにしました次第であります。

「町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならない」という私の政治信条とあわせ、「心の政治」、「心の通う町政」の基本理念に基づき、今後、さらに全身全霊を傾けて、町政の推進に取り組んでまいり所存であります。議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年12月20日に厚生労働省が公表いたしました、日本の将来人口推計によりますと、日本の総人口2005年の1億2,777万人から、50年後には8,993万人と、半世紀で約3,800万人減少すると予測されております。

また、その反面、65歳以上の、いわゆる老年人口は大幅に増加し、10人に4人が高齢者になるという、私たちが今までに経験したことのない「人口減少、超高齢社会」の到来が示されております。

さらに、50年後の合計特殊出生率は1.26と見込まれ、平成14年の前回推計値1.39から0.13ポイント下方修正されました。こうした、少子高齢化の進行は、現役世代が高齢者を支える社会保障制度の持続可能性を揺るがすことになるばかりでなく、労働力人口の減少による経済力の弱体化につながる問題でもあります。今回の推計を重く受けとめ、子供を産み、育てやすい環境づくりが当面する喫緊の課題とされております。

また、我が国は、企業収益の改善などにより、平成14年2月以来の景気拡大期が続いており、昨年11月には、これまで戦後最長の「いざなぎ景気」を超えたところであります。

しかし、地方においては、そうした好景気の実感を十分に感じ得ない状況が続いており、このような地域間格差、所得格差、業種間の格差が拡大する傾向にあることが指摘されているところであります。

現在、我が国は社会のあらゆる面で大きな変革期にあり、このような国の制度改革を進めるに当たっては、地域間の不均衡の拡大や社会的格差の固定化が進むことがないような制度設計がなされることが重要であり、すべての人が安心して生活できる社会づくりが求められております。

地方行政におきましても、中央集権的行政システムから自己決定、自己責任の原則のもとに、住民に最も身近な地方自治体で、その創意と工夫によって、住民の視点に立った行政を執行する、いわゆる地方分権型の国土の形成が課題となっております。

地方税財源の充実など、地方の自主自立につながる改革となるような仕組みづくりが必要であると考えております。

「自主・自立の道」を目指している本町としては、時代の流れや本町の行財政面の現状等を踏

まえ、今後も引き続き、もろもろ、改革の推進に努めてまいります。

行政の本旨は、税を柱とする財源をもとに、最適なサービスを町民の皆様に提供することであり、現在の厳しい財政事情の中で優先すべき事業、サービスの提供につきましては、従来にも増して、厳しい判断が必要とされております。

なお、このような厳しい状況を乗り越えるためには、町民と行政が痛みを分かち合いながら、一致協力して対処してまいらなければなりません。この点について、議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

また、当然、行政自身も、従来にも増して、さらにむだを省き、業務の効率化を進め、貴重な財源を、より有効に活用ができるよう努力してまいります。

平成19年度の財政収入は、依然として自主財源等にも期待が持てず、大変厳しい財政運営となっております。歳出につきましては、現在施工中の公共下水道整備や中学校施設の大規模改修事業などのほか、地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など、重要施策課題に係る財政需要が一層増加する状況にあります。このような厳しい現状の中ではありますが、第四次三股町総合計画の基本構想に基づきながら、基本目標としております「活力にあふれ、心あたたまる住みよいまち三股」を、実現するために5つの重点施策の実現に向けて、町民との協力、協働による理念のもと、懸命に取り組む所存であります。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して住居を供給することを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは多種多様なものがあり、近代的な公営住宅の供給が求められております。

そこで、平成17年度から実施しております中原第3団地建てかえ事業は、平成19年度は最終年度を迎え、5棟の団地が完成する予定であります。

今後も、町営住宅の老朽化の状況、人口減少地区への住宅建設など、関係者のご協力を得ながら、快適な生活の場を提供してまいりたいと存じます。

上水道等の整備については、町民の生命と健康を守り、心身ともに豊かな生活を支える上で最も不可欠なものであります。長田地区の簡易水道整備については、平成19年度においても、導水、配水管の布設工事を進めてまいります。

また、上水道の「安全で良質な水」、「安定的な供給」に、引き続き努めてまいります。

公共下水道整備については、生活環境の水質保全を図るため事業を進めており、既に、一部供用開始いたしておりますが、さらに未加入者への加入促進と普及率の向上に努めてまいります。

また、農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進するとともに、畜産業においては、土壌微生物の応用によるふん尿の悪臭緩和及び堆肥等の有効的な活用整備促進を図ってまいります。

環境保全については、地球的規模で広がりを持ち、持続可能な社会づくりの推進が求められており、住民の要求も多種多様であります。そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷を少なくし、循環型ごみ行政を基調とする町づくりのため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクル等環境保全に関する施策を進めてまいります。

次に、「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

本町の教育は、教育基本法の理念と、三股町民憲章の精神を基調としながら、薫り高い文化の創出を育み、「文教の町みまた」を目指して、推進してまいります。

まず、社会教育の充実について、開館以来盛況であります文化会館と図書館については、町民が芸術、文化、情報に触れる機会を広げるため、自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれ、かつ、両施設の効率的な利活用を図ってまいります。

次に、学校教育の充実と教育環境の整備については、新世紀を迎え、国際化、高度情報化、高齢化の中に生きる子供たち一人ひとりが、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動する「生きる力」を身につけさせることは、大きな教育課題となっております。そのためにも、学校、家庭、地域社会のあり方や相互のかかわり方についてさらに検討を重ね、それぞれの教育力を高めながら、子供たちが、これからの社会を生きていくために必要な事業、育成を行ってまいります。

学校の施設整備については、老朽化した施設の整備等を実施してまいります。

特に、平成18年度より実施しました三股中学校の整備につきましては、平成19年度は中校舎の整備等の工事を進め、平成20年度竣工を目指して、取り組んでまいります。

次に、「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

介護保険制度の充実、保健予防活動や、生きがい対策も含めた保健福祉サービスを積極的に推進することにより、保健福祉施策の効果的な展開を目指していく所存であります。

生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎え、ますます重要な課題になっております。

「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という自己管理意識はもとより、地域に根ざした保健行政を進めるため、予防接種の実施、各種の健康診査をはじめ、事後の健康教育、健康相談、健康教室等の充実を図ってまいります。

また、総合福祉センターを積極的に活用し、高齢者、障害者のみならず、一般町民や児童など、町内のあらゆる世代の人々が交流を深める福祉の拠点として、健康で安心して暮らせる、温かみのある福祉の町づくりの推進に取り組んでまいり、なお、平成19年度から、少子化対策の一環として、町独自で乳幼児医療費の就学前完全無料化を行い、福祉の増進に努めてまいります。

町立病院につきましては、引き続き指定管理者制度にのっとり、平成19年4月1日から、「医療法人社団牧会」（小牧整形外科病院）を指定管理者として管理運営をお願いすることにしており、今後も指定管理者と十分な連携を保ってまいります。

次に、「活力にあふれる産業のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

農畜産業は、本町の基幹産業であり、その振興は本町経済にとって最も重要なものであります。農業を取り巻く環境は、規制緩和、国際化の進展等による農畜産物の輸入量増加など厳しい環境下にあります。

また、消費者の健康志向が高まる中、安全で高品質な農畜産物の生産、環境にやさしい環境保全型農業の展開が大きな課題となっております。特に、畜産は、本町の農業粗生産額の面からみますと、農業の主軸を成すものでありますので、今後、さらに生産性の高い安定した畜産経営の改善に意を注いでまいります。

特産品の開発と農道、用排水路等土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成・支援並びに畑地かんがい事業、集落営農の推進など、各種施策を推進し、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

一方、商工業の振興についてであります。わが国の経済は回復基調にあるものの、本町においては依然として厳しい状況下にあるため、景気浮揚策が望まれております。同時にまた、既存の地場産業の振興をはじめとした雇用の場の確保に努め、誘致企業の立地等にも積極的に取り組んでまいります。

なお、本町の特産品等の物産館を含めた産業会館については、商工振興と活性化の観点から、鋭意支援をしてまいります。さらに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大にも努めてまいります。

次に、「総合的な町政の推進」であります。豊かで活力にあふれる三股町を創造するために、行政と町民が一体となって町づくりを展開していくことが求められております。そのために、町民と行政が創意工夫により、町づくりへの意欲と相互連携を図り、住みよい活力にあふれる町づくりを進めてまいります。

なお、情報化の推進については、IT（情報技術）の飛躍的な発達に伴い、インターネットによるホームページの充実や、最終年度となるケーブルテレビの施設整備等、情報の提供に努めてまいります。

男女共同参画社会への取り組みにつきましては、女性団体等連絡協議会を中心に各種活動を進めてまいります。

自治体運営を取り巻く情勢は年々厳しさを増し、難しい時代を迎えております。そうした中、町民と行政の新たなパートナーシップの確立をめざし、さらに、町民の視点に立った抜本的な行

政改革を進めていく所存であります。

なお、この4月から、現在の「赤字路線代替バス」を一部残して見直し、高齢者、障害者、中学生などの交通弱者の利便を図るために、町独自の「コミュニティバス」の運行を行ってまいります。

また、入札制度のあり方については、相次ぐ官製談合事件から、全国の地方自治体において、その改善、見直しが強く求められております。そこで、本町におきましても、そのあり方について、国の制度改正や国、県等の動向を見極めながら慎重に対処してまいります。私は、行財政改革において、行政の果たすべき役割を一つ一つ根本から問い、見直してきました。今はどういう時代か、町民が真に求めるものは何か、そのような状況の中で、常に国、県の行財政の状況、動向を十分見据えながら、今後とも時代に即した本町のあるべき姿の行財政改革見直しに、積極的に意を傾注してまいります。

なお、平成20年度は、三股、町制施行60周年を迎えることから、記念すべき節目の年に向け、事業内容の検討など本格的な準備を開始してまいりたいと存じます。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、私は常に町民主体の施策を展開すべく、清潔で公正な執行管理を行い、強い信念と情熱を持って、粉骨砕身、全力を傾注してまいる所存であります。

議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

日程第4．議案第1号から議案第37号までの37議案、陳情第1号及び意見書（案）第1号一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第4、議案第1号から議案第37号までの37議案及び陳情第1号並びに意見書（案）第1号を一括上程して、議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 平成19年第1回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第2号「三股町副町長の定数を定める条例」について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副町長の定数を定めるため、所要の条例を定めようとするものであります。

次に、議案第3号「三股町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、指定管理者に利用料金の収受をさせるために、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第4号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、本年4月より運行予定のコミュニティバスの利用料金を新たに定め、町立病院の利用料金を別条例で定めるため、その事項を削除し、その他文言の訂正を行うもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴い扶養手当の改正をするもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第6号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、耐用年数を経過している町営住宅のうち、傷みが激しく、入居に適さず、維持管理費の高騰が予想され、かつ現在入居がない住宅について用途廃止をし、また、中原第3団地建替事業に伴い用途の廃止及び追加をするもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、占用物件に対する占用料の徴収を、道路占用徴収条例から使用料及び手数料徴収条例に移行するもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第8号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

墓地公園は、平成12年4月供用開始以来、7年が経過しようとしておりますが、使用許可後3年を過ぎて、墓碑建設をしない使用者に対し、墓碑建設の猶予の期限を定めようとするもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本町の教育研究所は、平成元年の開設以来、各小・中学校から選ばれた10名の教諭が2年任期で研究員になり、教育に関する専門的、技術的事項の研究に取り組んできたところであります。

が、その研究時間帯は学校の授業が終わってからであり、かつ校務外の活動であることから、行き来する段階で事故等が発生した場合、公務災害の適否が問題となっていたところであります。

よって、公務災害が確実に適用されるよう、非常勤の特別職職員に位置づけしようとするもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、乳幼期における疾病等の治療を容易にし、乳幼児の福祉の向上と健全な発育の促進を図り、少子化対策及び子育て支援を目的とするものであります。すなわち、乳幼児医療費の就学前完全無料化のため、所要の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第11号「三股町社会福祉基金条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、社会福祉事業の振興のための需要額として地方交付税に算入された分を原資として、平成元年度に基金条例を制定し、平成3年度から福祉事業の経費に活用してまいりましたが、平成18年度をもって基金の残高がなくなることから、当該基金条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第12号「三股町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、介護保険制度の改正に伴いまして、在宅介護支援センターが包括支援センターに再編されたことにより、当該条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第13号「三股町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、訪問看護ステーションが、総合福祉センターに、元気の柱に移転したことにより、当該条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第14号「宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」御説明を申し上げます。

現在、県内の26の市町村で組織する「宮崎縣市町村総合事務組合」において、消防団員に係る公務災害補償や退職報償金の支給事務など合計11の事務を地方自治法第284条第2項の規定に基づき、共同処理しております。今般、市町村の廃置分合により、平成19年3月31日に北川町が延岡市と合併するため、平成19年3月30日をもって北川町が当該組合を脱退することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

また、消防組織法の一部を改正する法律の施行及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の変更を行う必要が生じたことから、あわせて議会の議決をお願いするものであります。

す。

次に、議案第15号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」御説明を申し上げます。

現在、県内のすべての市町村において、宮崎県自治会館の設置、管理及び運営について、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、「宮崎県自治会館管理組合」で共同処理を行っているところであります。今般、北川町が脱退することから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規約の変更を行う必要が生じたことから、あわせて議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第16号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年度の会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するもののほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正、地方債の変更等を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の総額85億2,553万4,000円から歳入歳出それぞれ2,934万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,619万4,000円とするものであります。

次に、第2表「繰越明許費」の設定であります。養護老人ホーム整備事業は、今回内示追加により事業分を繰越しし、中原第3団地建てかえ事業に住宅周辺整備、外柵工事等が年度内に事業完了しないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第3表「債務負担行為補正」であります。小園、中野、細目、大鷲巣のケーブルテレビ施設の未普及地域の整備を追加し、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

次に、第4表「地方債の補正」であります。三股中学校整備事業にかかわる補助金の増額により、義務教育施設整備事業債の限度額を減額補正するものであります。

次に、議案第17号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額27億2,074万8,000円に、歳入歳出それぞれ671万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,746万3,000円とするものであります。これは、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い、補正を行うものであります。

次に、議案第18号「平成18年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額21億2,668万8,000円に、歳入歳出それぞれ4,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,817万1,000円とするものであります。これは、支払い基金交付金、国県支出金の決定及び医療給付費の不足に伴い、補正するものであります。

次に、議案第19号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億9,839万1,000円から、歳入歳出それぞれ5,015万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,823万5,000円とするものであります。

次に、第2表「繰越明許費」については、医療制度改正に伴い、国が平成18年度介護保険事業費補助金として追加内示によるものであります。

次に、議案第20号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」並びに議案第21号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

両議案は、事業の実績により、それぞれ所要の補正を行おうとするものであります。

まず、議案第20号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額4,739万6,000円から、歳入歳出それぞれ277万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,462万円とするものであります。

次に、議案第21号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額4,007万2,000円から、歳入歳出それぞれ107万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,899万9,000円とするものであります。

次に、議案第22号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、補助事業の決定あるいは事業の実績により、所要の補正を行おうとするものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額4億6,161万3,000円から、歳入歳出それぞれ732万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,429万1,000円とするものであります。

歳入については、実績により、負担金及び使用料を減額するものであります。

歳出については、設計委託料、工事請負費の執行残を減額するものであります。

次に、議案第23号「平成18年度三股町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、簡易水道建設改良費の継続費の年割額の補正をするものであります。

次に、議案第24号「平成19年度三股町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

平成19年度の予算編成については、予算編成方針にのっとり、国、県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向をみて、予算編成を行ったものであります。国における平成19年度予算は、「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針2006」に示された、今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算と位置づけ、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出抑制と所管を越えた予算配分の重点化、効率化の実施するとともに基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制した予算となっております。

一方、地方財政対策としては、地方財政計画の規模を抑制することで財源不足額の圧縮を図る一方、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として、地方交付税におきましては、総額を15兆2,000億円、対前年度比4.4%の減に抑制し、地方財政計画の規模は83兆1,300億円、昨年度に比べ0.02%の減額にとどめております。

本町においては、このような国の動向や情勢、本町の行財政改革の進捗状況を踏まえ、さらに一層の歳入の確保、歳出の抑制に努め、予算編成を行ってまいりましたが、地方交付税は大幅に削減され、本町の自主財源である町税は、経済状況により大幅な増収は見込めず、歳出においても福祉関連事業の行政需要の大幅な増嵩により、大変厳しい予算編成を強いられたところであります。

平成19年度当初予算におきましては、これらの行政需要額に加え、中原第3団地建てかえ事業、三股中学校整備事業の大型事業を継続して計上しておりますが、地方単独事業など起債事業の抑制や基金繰入金の増加に歯どめをかけるなど、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

まず、「第1表歳入歳出予算」の概要について御説明を申し上げます。

平成19年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億3,000万円で、対前年度比1億4,000万円、1.7%の減となっております。歳入のうち、自主財源が構成比36.7%、依存財源が63.3%となり、前年度より自主財源の割合が2.9%増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況については、義務的経費が構成比46.0%、経常的経費が33.9%、投資的経費が20.1%となっており、前年度より義務的経費と投資的経費の割合は小さくなり、経常的経費の割合が大きくなっております。

次に、「第2表地方債」について御説明を申し上げます。

本年度の地方債は、一般公共事業債、公営住宅建設事業債、学校教育施設等整備事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、臨時財政対策債の8億5,240万円を予定をいたしております。

次に、歳出予算の新規事業の主なものについて御説明を申し上げます。

総務費は、永年の課題でありましたコミュニティバス運行に係る経費や、本町の未整備地区の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業にかかわる経費等が主なものとなっております。

民生費は、乳幼児医療費助成事業が主なものとなっております。

衛生費は、特定不妊治療費助成事業やクリーンセンター建設事業費負担金等が主なものとなっております。

農林水産業費は、地域水田営農担い手条件整備事業、農産加工施設等整備事業補助金、町単農道整備事業、県単かんがい排水整備事業、県単調査計画事業、農地・水・農村環境保全向上負担金等が、主なものとなっております。

商工費は、企業立地取付道路調査委託料が主なものとなっております。

土木費は、自然公園ふれあい環境整備事業、中原第3団地建てかえ事業、今市団地住戸改善事業、雨水対策事業（古掘地区）等が主なものとなっております。

教育費は、中学校整備事業のほか、三股西小床張りかえ工事、総合文化施設周辺整備事業、テニスコート人工芝改修事業、給食センター改修事業等が主なものとなっております。

次に、議案第25号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億4,296万5,000円とするもので、対前年度比18.4%の増であります。

歳入の主なものは、保険税が対前年度比6.3%の増、国庫支出金が対前年度比1.4%の増、療養給付費交付金が対前年度比21.1%の増となっております。

歳出につきましては、保険給付費が対前年度比6.5%の増、老人保健拠出金が19.2%の増となっております。

なお、保険財政共同安定化事業の創設に伴い、2億8,500万円、歳出で2億6,565万2,000円の増となっております。

次に、議案第26号「平成19年度三股町老人保健特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億7,394万円とするもので、対前年度比1.0%の増であります。

歳入につきましては、支払基金交付分、公費負担分を所定の負担率により計上し、歳出につき

ましては、医療受給対象者の減少及び医療費の伸びを見込んで、医療諸費を計上したものであります。

次に、議案第27号「平成19年度三股町介護保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億7,125万1,000円と定めるもので、対前年度比1.2%の増であります。

歳入の主なものは、保険料が対前年度比1.6%の減、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が対前年度比0.2%の減、繰入金が対前年度比9.4%増となっております。

歳出の主なものは、総務費が対前年度比28%増、保険給付費が対前年度比0.8%の減、地域支援事業が対前年度比34%増となっております。

次に、議案第28号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,498万1,000円と定めるものであります。

次に、議案第29号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,654万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、委託料、公債費等であります。

次に、議案第30号「平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,864万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、委託料、公債費等であります。

次に、議案第31号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図る、本事業の推進をしているところであります。下水道事業の全体計画は564ヘクタールで、そのうち195ヘクタールの区域で事業認可を受け、年次的に整備を進めているところであります。本年度は、供用開始した区域の接続推進を図りながら、計画的な面整備を進めてまいります。

したがいまして、平成19年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,669万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1億4,000万円、町債の1億8,230万円等であります。

次に、歳出の主なものは、工事請負費の2億8,280万円、委託料の4,320万円等であります。

次に、議案第32号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本事業は、町民の墓地需要にこたえるため、町民の意向を反映した墓地公園として整備し、現在維持管理を主に、未使用地の処分を行っているところであります。

したがいまして、平成19年度三股町墓地公園事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を、歳入歳出3,002万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、使用料、一般会計繰入金等であります。

歳出の主なものは、委託料、公債費等であります。

次に、議案第33号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、平成19年度は、新たに医療法人社団牧会、小牧病院を指定管理者として病院の管理、運営を委託することになりますが、まず、収益的収入及び支出については、利用料金制を採用していることから、収入は医業外収益の805万9,000円、支出は、人件費、施設維持管理料、減価償却費など2,825万1,000円を計上をいたしております。

また、資本的収入及び支出であります。収入は1,719万円を、支出は企業債の償還額であります1,718万9,000円を計上しております。

次に、議案第34号「平成19年度三股町水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に町民に供給することに、努めているところであります。

また、昨年度より公庫補助事業で着工した、長田地区簡易水道の整備を引き続き行い、水道の未普及地区の解消に努めてまいります。したがいまして、業務の予定量は、給水戸数9,580戸、年間総給水量290万6,000立方メートル、一日平均7,962立方メートルを予定しているところであります。

すなわち、収益的収入及び支出についての予算における事業収益は4億256万円を予定をいたしております。また、水道事業費用は3億6,631万6,000円を予定しており、このうち主な費用は、職員給与費、企業債利息、減価償却費、施設の維持管理費等であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は3億796万3,000円を予定しており、このうち主なものは企業債、補助金等であります。

一方、支出の総額は4億8,124万1,000円を予定をいたしております。

主なものといたしまして、施設費においては老朽管の布設がえ、簡易水道建設費においては浄、配水施設の建設であります。

次に、議案第35号「工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

御承知のとおり、現在、三股中学校管理棟の大規模改造・耐震補強・増築工事に取り組んでおりますが、建築主体工事において、床、壁、天井の仕上げ材を撤去したところ、一部の床スラブが構造部材として耐力不足していることが判明したこと、また柱、はり、壁に剥落した箇所やひび割れの箇所が確認され、その補修工事が必要になったこと、さらには、増築部分の基礎ぐいの打ち込みで、地中に障害物があり、増し杭の必要が生じたことなどから、工事請負契約を変更しようとするものであります。

次に、議案第36号「町道路線の廃止について」並びに議案第37号「町道路線の認定について」は関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

両議案は、「県営畑地帯総合整備事業宮之原地区」及び農林水産省所管「農地・水・農村環境向上対策事業」に伴う町道廃止及び認定であるほか、農道整備事業が完了したための道路管理者移管、開発行為等による町道認定を行おうとするものであります。

以上、37議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、補足説明があれば許します。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案の第35号「工事請負契約の変更について」、補足説明をさせていただきます。

お手元に資料が配付されてますか。

現在、中学校の工事に取り組んでいるところですが、町長の提案理由でありましたように、大規模改造、増築、耐震補強の3本立てということで、変更の必要が生じました。これについては、さきに全員協議会の方で概要について説明をさせていただきました。また、総務文教委員会と議長の方で、現地の方の確認というか、視察もしていただいたところです。

まず、変更内容ですけれども、金額としては2,815万2,000円の増額という格好になります。理由としては、床、壁、天井の仕上げ材を撤去したところ、床スラブが、2カ所の部分ですけれども、構造部材として耐力が不足していたこと、これに伴って、解体撤去して、新たに構築する必要が生じました。

また、柱、はり、壁のじゃんか、爆裂、ひび割れの補修工事が必要になりました。それから、基礎工事で増し杭の必要性も出てきたということから、設計変更して、契約を変更しようとする

ものでございます。

次のページに、変更内容について箇所ごとに金額も示しております。大きなものでは、2番目の段の大規模改造工事、ここの2番目で、南側既存ひさし撤去に伴う鉄骨屋根の納まり変更、これが206万9,167円ということになっております。

それから、下の方になります、追加変更工事というところで、2箇所の2階のスラブの解体と再構築、それから、南側ひさしの解体、それから、建物全体の補修工事ということで、1,888万2,920円ということになっております。これに共通費等を加えた中で、2,815万2,000円の契約変更ということになります。

それで、これは、1月末時点の変更についてまとめたものでございます。工期が6月30日までということで、まだ4カ月ほどあります。若干の変更はまだ出てくるかなあとということで思っておりますが、基本的には、現在の契約の中で納めていきたい。ただ、どうしてもそれに対応できないという場合には、6月議会をお願いすることもあるのかなあとということで思っております。

最終的な形で、6月議会で、この変更について提案させていただこうということでは思ったんですが、現在の議会が、これが最後ということで、この議会で承認をもらった契約案件ですので、3月で提案させていただいたところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（原田 重治君） 他に補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、意見書（案）第1号について提出者の説明を求めます。重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） よろしいでしょうか。

意見書（案）第1号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書」についての提案の趣旨を説明いたします。

昨年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者福祉の現場はいまだに混乱が収まらない状況にあり、全国の障害者の切実な訴えと障害者の生活を重く見た多くの地方自治体が、独自の負担軽減策をせざるを得ない実態が発生してきている。法施行から1年もたたずに、多方面にわたる見直しを余儀なくされるということは、そもそも、総じて所得が低い障害者に対して、応益負担を導入したこと自体に制度設計の無理があるといわざるを得ない。

よって、国に対して、障害者自立支援法について意見書に掲げた4項目の実現を強く求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認下さるようお願いいたします。

終わります。

日程第5. 意見書（案）第1号 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第5、意見書（案）第1号の質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第1号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時16分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時39分再開

○議長（原田 重治君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時39分散会
.....

議事日程(第2号)

平成19年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 発議第1号及び発議第2号一括議題

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 総括質疑

日程第4 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 発議第1号及び発議第2号一括議題

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 総括質疑

日程第4 常任委員会付託

出席議員(18名)

1番 齊藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正と、議員定数が12名となることから、議員の議案提出要件が2名以上から1名以上へと変更が生じたことと、委員会からも議案が提出できるようになりましたので、会議規則の一部改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑・討論・採決を行います。

まず、発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第3、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての案件に対しての質疑となります。くれぐれも一般質問のようにならないように御注意願います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案への質疑は委員会の場をお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案24号19年度一般会計予算の問題ですが、まず51ページのコミュニティバスの体制をお尋ねいたします。運転手賃金が786万4,000円とありますが、この全体的な分、体制ですね。それと88、89ページの県単のかんがい畑地総合の件なんですが、このかんがい畑地事業は何年ぐらいかかるのか、またその間の総額、農業政策についてお伺いいたします。

それと、水田農業担い手条件整備補助金、これが減っていますけど、これらの補助金というのは何軒ぐらいの農家に支給されるものか、どういう事業なのかお尋ねいたします。

それと、108ページの住宅政策で中原住宅が今年度で終了するわけですが、この中原住宅のもう設計段階は済んでいるとは思いますが、なるべく工事の中で木造——私も中を見させてもらいましたが、木を使ったり内部にはなっておりますが、今からの住宅政策に関して少しお伺いいたします。

それと、災害復旧事業で今年度残り予算がとられてないんですが、この二、三年前の山崩れとかそういうふうな事業は終わったのかどうか。これから予防のためにこの災害復旧のあれは予算的にどういうふうを考えていらっしゃるのか。

それともう一つ、道路維持補修工事が100ページですが、マイナスになっています。マイナス2,600万円ぐらいになっているんですが、この道路維持補修工事というのはあちらこちらから道路維持の修繕がいろいろと私たちも寄せられるんですが、余りにも減額された理由、その

あたりをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、まず総務企画課関係の方をお答えしたいと思います。

まず、当初予算の中の地域交通対策費、いわゆるコミュニティバスの賃金の部分あるいは職員体制が——職員と申しますか、運行するに当たっての人的な体制ですか、こういったところはどうかというふうなことでございます。

このバスにつきましては、運転手をされる方、これを8名の方を登録といたしております。そのうち常に乗られるというんですか、そういう方が5名でございます。運転手の方です。それからそのほかに、この前も申し上げましたように、バスの事務所、要するにバスの夜間の停車される場所及び昼間のバスの運賃です。これの定期的なものを販売する。こういったところのために、あるいは問い合わせ、こういったためにその庁舎北側の建友会館の一部を借用して、そこで事務をとりますが、その事務をとる方が基本的に3名というふうに思っております。事務につきましては、朝は6時半からでございます。朝が6時半から9時まで、まだはっきりとは、若干時間15分とかその辺は狂ってくるかもしれませんが、朝6時半から9時までの方を1名、それから夕方4時半から夜の8時半までの方を1名、それから昼間でございますけれども、昼間については今の職員、今現在従事している職員あるいは臨時職員と申しますか委託職員、こういった中で兼務して受け持つということになります。したがって、職員あるいはそういう方が昼間は1名向こうの方で仕事をするということになるかと思っております。事務体制はそうでございます。

先ほど運転手の関係でございますけれども、8名登録者のうち5名の方が常時運転をするということでございます。この5名の方につきましては、平均でございますけれども、1週間で22時間の乗務となります。これを1日あたりに平均しますと、これもあくまでも平均でございますけれども、1日当たり1人3時間の乗務をしていただくということで考えております。

その賃金でございますけれども、賃金は例えば土曜日とか休日、もしくは5時以降の仕事もございまして、単価を日曜出勤にした場合に1.35ですか——の率が上がるわけでございますが、それらを加味しまして、平均しまして1時間当たり1,000円というふうに考えております。

それからパート的な方、朝6時半から、あるいは夜の8時までという、この時間帯に勤務される方については、職員は昼間でございますが、これは除きますけれども、土曜等の、あるいは夜間の1.35を加えまして、おおよそ平均でございますけれども、800円から850円、時給です。というふうに考えております。

もちろん運転手の方等につきましては雇用保険あるいは公務災害、その辺の保険は掛けており

ます。

以上のような職員体制と賃金。以上でございます。

○議長（原田 重治君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） ページ88の工事請負費3,890万円、県単かんがい排水事業についての御質問でございましたけれども、県単かんがい排水事業につきましては、19年度は前目地区と細目地区、この2件を計上しているところでございます。内容につきましては、一般会計予算の説明資料、こちらの方の15ページの方に19年度の予定は上がっているところでございます。

前目地区につきましては18年度、ことしから着工いたしまして、100メートルほど実施する予定でございます。来年度につきましては225メートルということで、この事業は県の補助、そして起債を絡めた事業でございますが、前目の入り口のところから、それから町境、都城境までを予定して、そのこのところの排水、漏水等にふたをかけた事業ということで考えておりますが、一応3年がかんがい排水が予定でございますけれども、実質予算のつきぐあいによりまして5年程度かかるんじゃないだろうかというふうに考えています。

それから細目地区でございますけれども、これは細目池の土砂等を貯留池内、その池内でしゅんせつする工事でございますが、約2万7,000立米から2万8,000立米ほど堆積しておりますので、それをしゅんせつするというので、3カ年ほどの事業ということで考えております。

それ以外に、この工事請負費の中には町単の道路維持、農道維持、それから大原地区の町単の農道整備、この予算を計上しているところでございます。

それから、災害関係についての御質問がございました。一応17年度の台風、そして——あ、16、17年度です。大きな台風がございましたけれども、そちらにつきましては補助事業等に対応して竣工したところでございますが、まだ一部取り残されたところもございましたので、18年度町単事業の中で実施しております。また大きな災害については県単の治山事業等で実施されておるところでございます。

まだまだ危険性のあるところもございますので、県の方にも要望しながら、県の方では治山事業等、あるいは土砂崩壊防止事業等で復旧に取り組みたいというふうに思っています。

また、林道等町単でできる部分については、維持費の中でその緊急度を見ながら実施したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 中原住宅の関係から、今後の施策はどういうふうな施策、木造を使っているがということでございますが、国土交通省が言われている耐用年限が、耐火住宅に

つきましては70年、それから準耐火構造住宅というのが45年、それと木造住宅、また準耐火構造住宅を除くものということで30年が定められております。そういったことで、町の今後の管理ということをしてしまうと、必然的に中耐ですね、耐火住宅の70年を目指したような形での構造になるとは思っておるんですけど、ただし林業の育成やらそういうのも加味すれば、その状況によってそういう施策というのは今後されていくんじゃないかなと思っております。この辺については今後の住宅建設検討委員会等やらそういう中でまた論じられていくと思っております。

それから、先ほどの災害復旧計画の中での予防的などということでの対応ということでございますが、山崩れ等の中で道路施設等が被災するような危険箇所については維持——先ほど言われました道路維持工事ですね、そういう中を使っていきながら、これまでも応急的な予防策というのはやってきたところです。そのまた大規模な家屋が被災するようなどころにあっては、急傾斜防止事業ですね、それから砂防工事、そういったことで県の方へお願いしながら対応しているところでございます。

それから、維持工事費が特に少なくなっているんじゃないかということのことですが、事業課としましてはやりたいところがいっぱいあります。そういったことで一生懸命あれしているんですけども、これは財政の方が答えることと思えますけど、財源が少ないということで、当初からはたくさんを見込めなかったということで私も聞いております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 1件漏れておりましたので回答させていただきます。

地域水田農業確立条件整備事業関係について御質問があったわけなんですけど、ことし予定しているのは6件でございます。これを3戸の認定農家で結成しました組合が事業を実施するというのが1つございまして、こういうところが2件ございます。コンバイン、田植機、乾燥機等の導入でございます。そしてあと、もみすり加工組合ですが、そちらの方がもみすり機、乾燥機等の導入、これがございます。これが3件ございます。それから農事組合の法人、今新が立ち上がりましたけれども、そちらの方が乗用管理機、播種機等の機械導入ということで、県の補助事業、そして町の支援という形での機械導入事業でございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 次に、税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど道路維持費の関係で、非常に前年度と比べて予算が少なくなっているということですが、これは全体的に厳しい財政状況の中で、やはり扶助費等、そういった経常的な経費が非常に伸びてきているということもありまして、道路維持費だけでなく、やっぱり投資事業については大型事業も控えている中で、非常に抑制せざるを得ない状況が出て

きているということで、道路維持費あるいは町単の農道整備、あるいは道路関係の整備ですね、施設関係の整備、こういったものにある程度ことしの予算としては抑制した形でせざるを得なかったというところでございます。

道路維持費については、すべて要求ができたものについては現地視察等もしながら、その優先度を加味しながら、特に継続的に行っている分についてはすべて予算化をしております、今後しなければならないもの、緊急性があるものについてはまた補正等でも対応ということも考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 水田農業のこの補助金なんですが、6軒の方とおっしゃいましたが、農業をやりたい人、小規模農家に対する補助とか、やりたい人たちに対して奨励するような、そういうふうな施策はとっていらっしゃらないんでしょうかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） これからの農業施策ですね、もう御存じのとおり平成19年度から認定農業者を中心にしたところの施策ということで、今まですべての農家を対象にしたところが変わってきます。そういう意味合いで、これからの県の補助事業を含めたところがそのような施策の方向での補助金の流し方というふうになってきているところでございます。

しかし、新たに農業をしたいという新規就農者等に対する、補助とか、あるいは資金での対応、そのあたりは十分目配りはされておるのではなかろうかと。ただし、小さな農家で機械導入を含めたところをやりたいというところはなかなか厳しい環境です。

そういう意味合いからいいますと、今度、農事組合法人今新が立ち上がりましたがけれども、これからの農業については集落営農認定農家、そのあたりを中心にしたところがこれからの農業を背負っていくという意味合いから、そういう農事組合法人に対しては支援していくという施策にありますので、そういうところでの対応をしたいなというふうに考えています。以上です。

○議長（原田 重治君） いいですか。

○議員（3番 上西 祐子君） 終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 今の3番議員と同じような質問になろうかと思うんですが、議案第24号です。100ページ。この1問だけなんですが、工事請負費です。これが、私は16年度から決算額を拾ってみたんですが、工事請負費が16年度は1億3,921万3,000円なんです。原材料費が554万1,000円、それから17年度が1億1,709万9,000円、原材料費が469万2,000円、18年度は途中経過でもありますし、現時点での予算額とし

ては8,045万、原材料費は同じく450万、今回19年度の予算は先ほどありましたように5,400万に原材料費が450万というふうに計上されております。担当課としましては、どのくらいの額を要求されたのかお伺いします。

○議長（原田 重治君） 後ほど回答しますか。（発言する者あり）じゃ、ちょっと時間をください。別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 先ほども話がありましたように、これは町民の要望事項が大半だろうと思うんです。だから以前、当初予算では大概1億を超える1億1,000万とかそういう数字が計上されておったかと思うんですが、今後、やはり自立していくというためには、やはり私もあっちこっちから話を聞きます。高城だとか山之口だとか。合併しなくてよかったという自立の道を歩んでいってよかったというようなことを町民から言われるようなものに持っていていただきたいということと、それとやはり長年要望事項——最近、要望事項の達成率は幾らかとかいう質問がないわけなんですけれども、その中でやはり要望事項の長期にわたる要望事項、これをぜひ今後検討していただきたいというふうに思っております。執行部の方がその辺のところも加味していただいて、ひとつ善処方お願いしたいということでは思っております。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 先ほどの質問ですが、一応19年度の予算の要求としましては8,000万、ただしこの要求書、見積もりでは8,000万となっているんですけど、私どもの考えでは毎年1億円ずつはお願いしようということではしておりますけど、一応予算の厳しいということで、まず2割減で要求してほしいというのもありましたので、そういうのも加味していただきたいと思っております。私たちはほんとやりたいと考えておりますので。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 積極的に担当課長、ひとつ執行部の方につついていただいて、町民から喜ばれるようなことをやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに。黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 同じく24号の17ページ、地方交付税ですが、調定された予算が昨年より、当初予算より1億9,000万ほど減っているわけですが、1週間ほど前、新聞で公表されておりました今後の交付税の見直し基準ですか、面積割、人口割というのが出ておまして、県内の自治体の増減が出て、都城あたりは減る方だとありましたが、三股は載っていませんでしたけど、三股の場合、その基準で見直された場合はふえる方ですか、同じぐらいですか、減る方ですか。その点だけちょっと伺っておきたいんです。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 新型交付税は、人口と面積で簡素化したという部分のことだろうと思いますが、これは向こう3年間で約、交付税が今15兆ほどございますが、その3割です。5兆円を見直しすると。19年度についてはその3分の1を今回導入するという形になっております。それで、19年度については投資的経費の基準財政需要額の分を見直したということで、それを18年度ベースで本町においての積算をし直してみますと、若干ふえるということですか、大体500万程度需要額がふえたという状況になっております。

ただ、交付税については減っておるわけですが、今回。これは税源移譲によるもの、あるいは基準財政需要額の基礎数値あるいは補正係数等の見直しが行われまして、その分で大きく減額という形になっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 同じく24号ですが、ページ数は11ページですが、歳入においての固定資産税を本年度7億7,400万、前年度7億1,000万で、比較が6,400万です。見ておられるんですが、そのような、ちょっと税金が、固定資産税であるとはいえ、当初予算でしょうから6,400万、実績においても滞納で1,000万もあるんですが、そのような見込みで少し甘いんじゃないですか。これはどのような起因でこの数字を上げられたのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 固定資産税については、3年に1回の評価がえの見直しによって、家屋の部分が経年減点の関係で減額になります。18年度がそうでしたが、19年度についてはやはり家屋の新しく建ってくる分の増加だとかそういったものを見込んで上げておりまして、その評価がえの前の年の伸び率等を見ながら積算したものであります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第4. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第4、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案及び陳情は、付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、各議案及び陳情はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いします。

その後、全協を行いますので、（発言する者あり）

それじゃ、ただいまより全協に切りかえます。

午前10時37分休憩

〔全員協議会〕

午前10時39分再開

○議長（原田 重治君） 休憩を閉じ本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時39分散会

平成19年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成19年3月14日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成19年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） それでは日程第1、追加議案の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議会運営委員長（斉藤ちづ子君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、御報告申し上げます。本日の午前9時30分から委員会を開催し、追加議案3件に関わる協議を行いました。

その結果、追加議案の取り扱いについては、既に提案されている議案すべてを議了後、最終日に議題とすることとし、議案第38号及び第39号の採決の方法については、単記無記名の投票による表決に決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり、既に提案されている議案すべてを議了後、最終日に議題とすることにし、議案第38号及び第39号の採決の方法については単記無記名による投票によることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては、既に提案されている議案すべてを議了後、最終日に議題とすることにし、議案第38号及び第39号の採決の方法については、単記無記名による投票によることに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（原田 重治君） 日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守くださるよう御協力お願いいたします。

発言順位1番、東村君。

〔8番 東村 和往君 登壇〕

○議員（8番 東村 和往君） それでは、通告いたしておりました点について質問をしてみたいと思います。

三股町議会も、いよいよこの3月定例議会が任期中の最後の議会となります。既に立候補を予定されている方々は、私も含めそれぞれ後援会活動ということであいさつ回りや支援者獲得に奔走している状況であります。特に、今回は厳しい選挙ということもあり、またマニフェストが重要視されだしたということでチラシやリーフレット等の配付に全力を注いで取り組んでいるようでもあります。

これらのことは、自分の主義主張や施策、公約を訴えるということで当然のことであるといえます。しかしながら、1人の立候補予定者が幾ら頑張っても町内の世帯、あるいは有権者に行き渡るのはどの程度のもののでしょうか。現在、本町の世帯数は9,300世帯余り、有権者数は1万9,300人余りであります。恐らく、この中の一部にしか届かないのではないのでしょうか。

また、視点を変えて考えてみますと、1人の有権者に対して複数の立候補予定者から依頼をされているのも事実であります。ただし、当然のことながら、投票用紙に名前を書くことができるのは1人だけであります。告示になれば、全候補者のポスターが掲示板に張り出されますので、名前と顔写真は一覧として見ることはできます。

しかし、その考え方、政策、公約及び経歴等を確認できるのは自分の手元にある何枚かのリーフレットのみであります。これでは、有権者にとって選択の幅は狭く、判断の材料が乏しく不公平であると言わざるを得ません。この問題を解決するために、全立候補予定者の情報を記載した選挙公報を発行する必要があると考えます。この点について、町当局としてはどのようにお考えかお答えを願います。

次に、町議会のあり方についてお伺いいたします。このことについては、本来議会自身の問題であり議会自身で定めるべきことであるのは当然であります。しかしながら、町政を推進する上において執行部と議会は車の両輪であると言われており、あながち関係ないわけでもありません。この点について、執行部としてどのように考えておられるのかお尋ねするもので、ひとつ率直な意見をお聞きしたいと思います。

御承知のように、三股町議会は今回の選挙から議員定数を18名から12名に削減します。合併せずに自立の道を選択したことに伴い、財政改革の一環として議会みずから血を流そうと英断

したものであります。

結果として、常任委員会の数と所管事務の見直し、予算決算の審議方法等大きく変わってきますが、この点については既にさきの本会議で決定しております。また、地方分権改革推進法が施行されることもあり、議会の役割と責任は極めて広範囲かつ重要なものとなってきます。したがって、議員一人一人の責任と任務が今まで以上に増してくることは明らかであります。

今、地方議会は全国的に審議の形骸化、執行機関に対するチェック機能の弱体化等住民の批判が高まりつつあります。今回の統一地方選挙は、議員の意識の改革はもとより、マンネリ化した議会のあり方を改革する絶好の機会であると言えます。このことについては、小さな町ながら議会の改革を進め、活発な議会運営がなされている北海道の栗山町議会が全国から注目されており、我々もこのやり方を学ぶべきではないでしょうか。

内容は後で触れたいと思いますが、いずれにしても早急には無理としても、中長期的には年4回の定例議会にこだわることなく、通年議会、日曜議会、夜間議会等を活用して、若い世代を含めた幅広い層から議員が誕生できるような方向へ改革していかなければならないと考えます。町長の御所見をお伺いして、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 皆さんおはようございます。それでは、1番の質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、1番目の町議会議員選挙についてでございますが、一番身近な町議会議員の選挙において、有権者がすべての候補者の情報を得ることは困難である。町で、全候補者の主張等を掲載した選挙公報を発行したらどうかということでございます。これにつきましては、所管の選挙管理委員会の事務局長の方から答弁をお願いを申し上げたいと存じます。

それから、2番目の議会改革についてということでございます。今回の選挙から、議員定数12名となり、常任委員会の構成等大きく変わる、現在の議会のあり方では若い世代、サラリーマンは立候補しにくい状況であると、通年議会、日曜議会、夜間議会等を活用して改革すべきではないかと、議会自身の問題であるが、町長の考えはということでございます。

本町の議会のあり方、特に議員の構成につきましては、若い方が少ないという現実を理解をいたしております。そこで、若い人を含む広い世代間の多種多様な年齢層が議会に参加することは、大変望ましい姿であるというふうに考えております。

この中で、通年議会、日曜議会、夜間議会等につきましては、クリアすべき問題が多々あるのではないかとこのように考えております。なお、このような通年議会、日曜議会、夜間議会等につきましては、議会の会議規則の中で議会の意思として、議会の姿勢として定められる事項でござ

ざいまして、検討されるべきというふうに現在考えているところでございます。

私の方から、今のところこの程度の回答しか答えられないことをひとつ御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、最初の御質問でありました町で全候補者の主張等を掲載した選挙公報を発行できないかという質問につきましては、選挙管理委員会の方からお答えをいたします。

これにつきましては、町で全候補者の主張等を掲載した選挙公報を発行したらどうかということでございますけれども、全候補者の主張、いわゆる議員のマニフェストと申しますか、こういうものを選挙管理委員会から発行するとなりますと、まずその基準を明確化する必要があるのかなというふうに考えております。

例えば、いつの時点で発行するのか、町の議会議員選挙においては告示日ですね、立候補の告示日が5日間しかございません。したがって、5日後に発行する必要があります。5日間、投票から5日前にですね、告示日後に発行する必要があるということでございます。

その辺を、全世帯配付するのにどういったものをしていくのかということでございます。今、町の回覧方式を見てますと、遅いところは10日間ぐらいかかっております。その辺の問題をどうクリアしていくのかという問題でございます。

それから、マニフェストについてはすべての候補者がつくるといふ、そこを全員強制するのかどうかという問題もございます。それから、どの程度のものをつくるのか、写真を載せるのかどうかとか、そのほか多くの問題があるというふうに思っております。

そして、公職選挙法では、これを発行するには条例をつくらなければならないというふうになっております。したがって、条例をつくるときにそういったところをどうやってクリアしていくのかという論議が必要であるのかなというふうに思っております。いずれにしましても、この検討課題かなというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） 確かに、立候補の締め切りは告示日の午後5時までということになっておりますので、それから発行しようとしても時間的には確かに無理だということはおわかりますが、今度20日の日に立候補説明会というのが開かれますわね。

その時点で大方、今、ちまたのうわさでは十五、六名という名前が上がってるようですけれども、それを過ぎて告示日直前になって立候補してくる方というのは考えられないんじゃないかと

いう気がいたします。

ただ、今東京都議選が近く、あと10日余りですか後に告示が迫っておりますけども、最近になって新しい方々が立候補の名乗りを、出馬の名乗りを上げておられるようですけども、これは特別例外としまして、町議会議員の選挙では告示日にぎりぎり駆け込んでくる人はいないんじゃないかと。

仮にあったとしても、一応その予定として20日の説明会、これまでに来た方々を掲載しておりますと、それぞれについては時間的な関係で掲載できませんでしたとかちゅうですね、ただし書きをつければ20日の時点で集まった方々にその辺をお願いして、もちろんそれは今言われたように、基準がなくてはそれぞればらばらのつくり方ではまた不公平が出ますので、写真を入れるかあるいはそして主義主張、公約ですかね、そして経歴、その程度のことになろうと思うんですが、大方のそういう基準を定めてやれば20日の時点で締め切って、早急に手を打てば時間的に不可能ではなかろうというふうに考えます。

ただその、条例がないと発行できないということになつとるわけですか。もうちょっと詳しくその辺を。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 公職選挙法では、候補者の広報を行うには条例をつくらなきゃできないというふうになっております。したがって、条例をつくれればできるわけでございますけれども、それからその立候補者の説明会に来た人だけでやるちゅうのも1つの考え方かなというふうには思います。

ただまあ、それ以降に立候補される方が、私達のは広報されなかったということで不公平感ちゅうところを町民の全体の高まりの中で、それでもやむを得ないというものが条例化されればそれはそれでできるかなと思います、それには町民の十分な議論が必要かなあというふうには思っております。

その配付、5日前でございますけども、多額の費用をかけて配付すれば配付できないこともないかもしれませんが、末端の1つの支部の中のさらにその回覧を配付する組織のところをやはり少し変えないと、ちょっと無理かなという気はしております。

でまた、あるいは新聞ではできないかとかいろんな意見があるようでございますけれども、新聞も私はとってないところからの不満というのがある、あるいは全新聞に載せなきゃ、入れなきゃいけないというものもありまして、新聞という方法もちょっと難しいのかなというふうなことでありまして、全国的なものを、詳しくは調べておりませんがちょっとこういろいろ当たってみた中では、やはりじかに配付するしかないという方法がベストだというふうな考えがあるようでございます。

それにしたいが、どういった配付方法で進めていくのかというのとは十分論議されなければならぬ、またどの時点でやるかとかこの辺を住民の十分な論議の中、高まりの中でされなければ不公平感というものは出てくる。

例えば、支部を通じてやりますと、ある地区は支部加入率が非常に低いと。ある地区は非常に高いと。地区から出てこられる議員さんがいらっしゃいますので、ある地区は非常に行き渡るけれどもある地区は非常に行き渡らないという不公平感も実はありまして、その辺はまたどうやってクリアしていくのかという問題もあります。したがって、十分なる今後の論議が必要かなあとは思っているとでございます。

しかし、住民に、議員がおっしゃったようになかなか伝わらないところをやるという発想では大変意義のあることなのかなあとは思っているとでございます。そういう段階でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和住君） 私も今、選挙前ということで多少活動をしてるわけですが、以前からこういうことは考えておりました。今まで、これは三股町に限らず地方議会、特に町村議会の選挙においては従来よりいわゆる、何と言いますか言い方悪いか知りませんが村社会というような中で、地縁血縁、あるいは職場等を中心の選挙が大体行われてきておりました。

まだ今でもその傾向は十分残っておりますけれども、例えば最近徐々にこう住民の有権者の意識も変わってきました。この前の県知事選挙の結果を見ても、従来そのしがらみにとらわれない有権者がふえてきているということを感じております。

ということは、それだけ住民の意識が高まってきたという証拠じゃないかと思うんですね、大変結構なことですが、現状ではまだ私もよく支持者の方からも言われますけれども、回ったか回ったかと言われるわけですね。時間を見つけては確かに回ってはおりますけれども、お留守の家庭が多かったりして苦勞しておりますけれども、ただ有権者も考えてみれば1人の候補者、立候補予定者から頼まれるわけじゃなくて同じところに3人も5人も来ることは来るわけですね。

中には、家には5つあるから1つずつ分けようとかいう人も御主人がいらっしゃいますけれども、なかなか息子夫婦までは今の親の言うことは聞かないと、息子はもう息子の、もう特に若い人たちはそういう自分の意識がはっきりしてますので自分で選ぶということで、幾らこの人を入れるとか言ってもそのとおりにはないというのが大方ではないかと思うんですね。

ということは、やっぱりいろんなそれぞれの候補者の考え方とかいわゆるマニフェストといったものを、どういう考えでどういう政策を進めていこうとするのかという情報を、やはり有権者にとってみればあった方が判断の基準としてやりやすいんじゃないかと。

先ほども言いましたように、手元にあるリーフレットだけでは何分の1かだろうと思うんですね。そういった意味で、そういうことを考えて今質問したわけですが、ただ条例の整備が必

要となると今回の選挙には時間的に不可能だろうと。

今後の課題として、条例も含めてですね検討して、また住民にその配付が行き渡るような方法、その辺も含めて検討して、今後の検討課題として考えてもらいたいと思います。

今ちょっと話は、関連はしますけれども町でホームページ、インターネットホームページ持ってますけれども、例えば、もちろんインターネットできない人には見れないわけですけど、インターネットホームページ上でそういうのをやるということはどうでしょうか、やろうとすればできるんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 条例を作成すればできると、条例で作成すればいろんな方法がとれると。どういう、ベストな方法ですね、そういったものができるのではないかなあとはおっしゃっております。条例を、詳しくまだ精査しておりませんが、条例で定めればできるというふうには思っております。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） いずれにしても条例が先だということで、今後のそれは検討課題としてやっていただければ。

町長とか知事ぐらいになると、2人、3名だからもうほとんどの人に行き渡るわけですけども、町議会となると10何名ということでなかなか行き渡らない点がありますので、今後検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。議会のあり方についてですけども、これはまあ先ほど壇上から申し上げましたように、これは議会自身の問題であります。町長も言われましたけれども、議会が自分の、自分たちの意思として決議してということがまず前提になろうかと思っておりますけれども、今こういった問題が全国的に出ているというのは、あのう、地方議会、県議会等も含めて議会のあり方、あるいは議員の質等もいろいろ議論がなされ、なかなか住民とちょっと乖離した点があるんじゃないかということで批判が、これはもう全国、三股町だけでなく全国的な問題で、三股町はまだそれほど住民運動とかそこまでは起っておりませんが、やはり底辺にはそういう住民の不満というのは大分あるんじゃないかというふうに感じております。

先ほど申し上げました北海道の栗山町議会が、議会基本条例というのを制定して、議会のあり方を大きく変えて、今約4年ほど前に制定して議会の改革に取り組んできておられるんですけども、今では活発な議会活動が行われ、また本会議等でも活発な討議も行われているようです。

そして、まず住民を主体にしたということで、住民と議会との、あるいは行政との距離を縮めなくちゃいかんということで、議会報告会を年1回は必ず開くということで条例に規定しまして、各地区を回って議員と住民との討議の場を設けると。それによって、大分住民にとっては議会

が身近なものになってきたということで好評を受けているよということでございます。

そういったことも、我々もそういったことも自分たちで議論して、何とかそういう議会に三股町議会ももっていく必要があるんじゃないかなというふうには感じておりますけれども、次の選挙、いわゆる定数が18から12になって少数精鋭ということになってくるんじゃないかと、責任も、一人一人の肩にのしかかる責任も大きくなるし、そういう意味でまた代表としての数も少なくなりますんで、そういった形で住民との接点を設けて、議会の活動内容あるいはそういうことを住民に知らしめる機会をやっばふやしていかなくちゃいけないんじゃないかというふうに感じております。

そういったきっかけになるのは、なったのは、以前、昨年でしたか地方分権一括法——第28次の行政、ちょっと待ってくださいね、地方制度調査会で地方の自主性、自主性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申というものが出されておまして、この中で全国的な現状を踏まえ議会をそれぞれ改革すべきだと。

そして、その中で通年議会、地方自治法の改正で定例議会は今までは年4回以内となつたのを、これが撤廃されて自由にできるようになったということになれば、毎月毎月議会があっても別に法律上は構わないと。そして、夜間議会、日曜議会ということをやってくれば、今仕事の関係で若い世代が議会に挑戦したくても出てこれない状況がいくらかは緩和されて、割と議員としてやる、頑張ってみようかという人もその幅が広がってくるんじゃないかと思うわけです。

もちろん、町長が先ほど言われましたように議会自身のこれは問題でありますんで、会議規則とかそういうものを変えていかなくてもなりませんけれども、ただ仮に議会が会議規則でそういうふうにしたとするならば、当然行政もそこに、ね、夜間であろうと日曜であろうと出てこなくちゃならんわけですけども、そういった点についてちゃあどうでしょうか町長。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、今、全国的に市町村の、地方自治体の議会の改革、見直し等が叫ばれているわけでございます。

議会の運営につきましては、あくまでも議会の会議規則、これにのっとって運営がなされているわけでございますが、そういうことで言われましたように、会議規則でそのように、議会の会議規則でそのようにうたってもらえばやはり執行部はこれに対応しなけりゃならないということで考えているわけでございます。

そのようなことで、議会内部のこの問題で会議規則は問題でございますが、いろいろと今後そのような検討をなされるということであればですね、我々執行部としてもこれに対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） いろいろ申し上げましたけれども、今こういった全国的な流れを受けて、議会の改革あるいは開かれた議会というものを実現するために、今申しましたことは正しい方向であろうということは間違いないだろうと思います。そういうふうに向けて、そう議会が決めれば執行部も対応するということですので、議会としても今後そのような方向に頑張っていきたいというふうに考えます。

また、私の今、回っておりますマニフェストにもこの第1番に掲げておりますので、再びこの、4月いっぱい、今回議会で、今議会でもう終わりますけれども、再びこの議場に戻ってこれたならば、私自身のマニフェストとして実現に向けて努力をしていきたいと思っております。

この任期中の最後の質問ということになりましたけれども、二度とここで一般質問に立つことはなかったということがないように頑張りますことを表明して（笑声）私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位2番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 上西です。通告に従いまして質問していきます。

最初に、入札制度についてです。宮崎県知事の官製談合事件によって、出直し選挙で県民の怒りが東国原知事の誕生に結びつきました。新知事は、2月に入札契約制度改革の基本的な考えを示しました。

それによると、公共工事の指名競争入札の廃止を段階的に進め、2007年中に一般競争入札へ全面移行する、設計など業務委託についても廃止の方向、指名競争入札の廃止を実施すると打ち出しました。

国でも、総務省、国土交通省が地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策の素案がまとまり、すべての自治体で一般競争入札を導入することを柱とした報告書を発表しました。本町でも、さきの12月議会で入札制度改革を検討すると答弁されました。その検討の結果と、本町でも一日も早く一般競争入札を導入すべきだと考えますがいかがですか。お伺いいたします。

次に、全国各地で談合が発覚し逮捕者が出ております。談合は犯罪なんだという強い意識を持つ必要があると考えます。談合防止に向けた町長の決意と、具体的な施策を伺います。

本町では、指名競争入札がほとんどですが、17年度の落札率が平均95.89%、18年度が96.35%となっており、この数字は高いと感じますが町長はどう思われるかお伺いいたします。

次に、私たちが行いました町民アンケートに、ある人から封書が届きました。町の仕事をしていたが、8月末ごろから指名から外されるようになった。どうしてなのか調べてほしいと書

いてありました。

そこで、18年4月から8月までと9月からことしの2月までの町の工事業務委託にかかわる入札、落札表で、業者ごとに指名を受けた数、落札件数、落札額を調べたところ、8月まで指名に入っていた業者で9月以降は指名に全然入っていない業者が10社以上あることがわかりました。どういう基準で9月以降指名に入れなくなったのかお伺いいたします。

2番目に、町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。町長は、施政方針の中で対話と協調を基本に町政を担う決意をしたと言われました。また、町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならぬという政治信条を述べられました。そして、常に町民全体の清潔で公正な政治を行うと言われましたが、本当に全町民を念頭に置いた言葉なのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席でお伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、入札制度について、①の入札制度改革の検討はなされたのかということでございます。

この問題につきましては、昨年の県における官製談合を受けて、本町におきましても談合しにくい入札制度として入札参加者指名の事後の公表、それから入札参加者が一堂に会する現場説明会、これらの廃止、この2点についてはことしの1月から見直しを実施したところでございます。そのほか、民間による入札制度改善研究会の準備、あるいは一般競争入札の導入、官製談合に対する職員の意識改革など検討に入ったところでございます。

この入札制度改革につきましては、国における地方自治法施行令の3月の改正、また中央建設業審議会の検討結果、宮崎県の見直し等を参考に検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、2番目の談合防止に向けた町長の決意と具体的な施策を問うということでございます。

私は、全国規模で問題化している談合等につきましては、法改正、国県の動向等を踏まえ、抜本的な改革が必要ではないかというふうに考えております。談合防止策といたしましては、その最も有効策といたしまして一般競争入札の導入であろうかというふうに考えております。

しかしながら、一般競争入札をどういう形で実施していくのかとなりますと大変難しい一面もあるわけでございますが、これについては慎重に検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、3番目の本町は落札率が高いがどうかということでございます。

本町の工事等入札落札額は、過去3年間の平均を見ても96.7%と高い落札率というふうになっております。そういうことで、今後入札方法等改善の必要があるかというふうを考えております。

それから、④の指名に入れない業者がいると聞くが、どういう基準で指名に入れる入れないを決めるのかということでございます。

本町の工事等入札につきましては、町が発注する建設工事等の契約にかかわる指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱に基づき、また2年ごとの指名競争入札参加資格審査を受けたものの中から指名をしているところでございます。

指名の基準といたしましては、まず指名業者のうち発注の標準となる建設工事等の金額に対応する等級に属するものの中から指名、2番目に、指名業者数が少ない場合は直近上位、また直近下位の等級に属するものから指名をします。3番目に、指名業者数は原則として3社以上とし、当該建設工事等の規模内容等を勘案して適正に定めていくと。

そのほか、経営信用の状況、技術的適正、地理的な条件、受給状況、それから技術者の状況、工事成績、5番目に地域の特性、その他町長が特に必要と認めるものにつきましては、清潔で公正公平な——失礼しました。必要と認めるものにつきましては、資格業者の中から指名することはできるというふうになっているところでございます。このようなことを加味しながら指名をいたしているところでございます。

なお、この指名につきましては、あくまでもこの法令、規則等に基づきまして指名をいたしているところでございます。しかしながら、全体的に見て公平公正になじまない点も見受けられましたので、今後この点につきましてはその内容等を含め検証をしてみたいというふうを考えているところでございます。

それから、次の町長の政治姿勢について、清潔で公平公正な政治とはということでございます。

私は、私の政治信条としております対話と協調とあわせ、心の政治、心の通う町政の推進に取り組ましまして、常に町民主体の施策を展開すべく清潔で公正な執行管理を行い、強い信念と情熱を持って粉骨砕身、全力を傾注をいたしているところでございます。あくまでも、町民の立場に立った町政、町民を目線で見た町政、常に心がけているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、県も国も、一般競争入札に向けていろいろ検討されていると報道されております。250万円以上の工事への一般競争入札、そういうふうなことが言われておりますが、町でもそういうふうな国、県の方針に沿ってされるおつもりなのか伺いたします。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 入札制度の改革につきましては、今大きな社会問題となっているところでございます。今、一般に言われていることは、一般競争入札を導入すれば談合もなくなるし、落札価格も低くなるんじゃないかというような意見が出ておるわけでございますけれども、本町といたしましても、さきの議会に町長が述べましたように入札制度のあり方を見直す検討委員会、やはり委員会なるものを立ち上げて検討するよにということでございますので、その件について今段取りを行ってるところでございます。

それから、私たち今既存にあります指名競争、指名審査委員会の方でも、逐次機会あるごとにその入札制度の見直しについては調査研究を行ってるところであります、まだ発表の段階まで至っておりませんが、今後その委員会とあわせて、審査委員会の方とも合同でも協議をすることもあるかと思いますが、いずれにせよ三股町に適した入札制度のあり方を今後十分検討協議していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく、一日も早くそういうふうな方向性に向けてしていただきたいと思います。

それで、本町では私が調べたところ、落札率がすごく高いんですね。17年度と18年度の落札、この工事のこれを全部調べたところちょっとおかしいことがあります。町外業者が落札したときは77%とか、90%台でも91%とかそれぐらい低いんですけど、町内業者の場合は96%とか97%、そして先ほど言われました1月からの事後ですか、その事後になってから、1月からの方が99.99%の落札なんですね、これちょっとおかしいんじゃないですか。

これ、私素人が考えても談合があったと思われるような数字で、都城は99%のこの、あれは中郷中の工事入札が高かったもんだから、97.99%で、したのをやり直しをさせたと。三股は、余りにもその1月からの入札、落札が4回あってますかね、中原建設、前村建設、稗田公園の、それからふるさと農道緊急整備事業、これなんかほとんどが99.9%、99%、96%、96.8%、こういうふうになっております。

これは、ちょっと私が思うに談合の疑いがあるんじゃないか、それとその、知事もこの前のニュースでは宮崎県の入札は高いと、96%以上は談合の恐れもあるというふうなことを知事も言われておりましたが、町長これこういうふうなことにに関してどう思われるかお伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町は、三、四年前から予定価格を事前公表いたしております。そういうことで、予定価格につきましてはこの要綱等で80%から66%の間定めるように、この最低

価格でね、予定価格を定めるようになっております。

そういうことで、事前に公表しているわけですから業者の方にはね。そういうことで、後の、この指名をした後につきましてはもう業者の内部の問題でございますのでね、その辺については御理解をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

この予定価格を事前に公表してなければそういうことも言われると思いますが、予定価格は事前に公表しているわけでございますのでね。後につきましては、これは業者の内部のことじゃないかというふうに私は考えているところでございます。

以上です。（「最低価格じゃなくて予定価格ですから」と呼ぶ者あり）うん。（「80%から60%は最低価格です。あれは公表してません」と呼ぶ者あり）ああ。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 町長が申しあげました80%から66%というのは最低価格でございますして、これについては公表いたしておりません。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ちまたのうわさによると、特定業者がいろいろと指導しているようなふうなことも聞きます。やっぱり、そういうふうな業者談合がないように、町としてもやっぱり厳しく指導する必要があるんじゃないかと考えます。

18年の4月から2月までの工事高を調べたところ、落札価格、総額で20億あります。もし、これが仮に3%落札額が下がれば6,000万円の予算が浮くんですよ。6,000万と言えば本当に大きなお金だし、そして今度道路維持予算が2年前の半分ぐらいになりましたけど、本当に町内の人たちは道路ががたがただとか側溝にふたがないとかいろいろ言われて、私たちももう聞くたびに早くしてもらいたいというふうな思いもあります。だから、そういうところにでも回すことはできるわけですがね。そういうふうな観点で、もっと本当にこう談合が行われてないのかどうか、やっぱりきちっと指導すべきだと考えますがいかがですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどの発言の訂正をさせていただきます。先ほど80から66%というのは最低価格でございますので、訂正をさせていただきますと思います。

それから、先ほども答弁の中で申しあげましたが、談合しないためにもう既に本町はこの1月から入札参加者指名の事後公表、それから現場説明、現場説明はみんなもう指名された業者一堂に会してそして説明を受けていたわけですが、これらをこの1月からもう既に実施いたしておりますので、そういうことで段階的にこの問題につきましては談合しない方法で行政指導をして、また考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、その先ほど指名業者の指名に入っていない人の基準とかおっしゃいましたが、現にこの9月から、昨年の9月から10社以上の業者が指名に入っていないという事実がありますが、これは何かその10社の指名に入れなくなったそういう業者に何か不都合があったのかどうか、それを一つ一つ検証してもらいたいと思うんですがいかがですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁を申し上げましたが、公平公正になじまない点ですね、これらについては今後十分、内容等を含めまして検証をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ではお伺いいたします。この10社以上の業者は、何か私はだれがどう選挙に応援したかどうかは知らなかったんですが、いろいろ調べていくうちに町長に応援しなかった業者であるというふうなことがわかりました。

それで、1月4日の1時、8人の人が町長に新年のあいさつと、町長選の前後から指名に入れないから死活問題なので考えてほしいと町長にあいさつに行ったと。そのときに町長は、報復は当たり前だと言われたそうですが、どういう意味で言ったのかお伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 報復とかそういうことは言っておりません。年頭あいさつに見えただけですからね、丁寧に受けたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私は、その8人のうちの4人から同じ言葉を聞きました。そしてまた、1月31日の11時に3業者が訪問して、そのときに私の選挙は応援せんかったですがねと言われたそうですが、町長は選挙で応援しない人を指名に入れないとかいうのは差別、いじめではないかなというふうに私は思いました。いかがですか。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろとお互いに反省するところは反省しながら、公正公平な立場で指名を今後していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 昔いろいろと業者選挙と言われておりました。そして、8年半前

に町長が当選されて、そのときに町長は自分たちを一生懸命応援してくださった人に対して平等にすると言われたと聞きました。

だから、やっぱり選挙に応援しなかった人もした人も平等にする、これが当たり前だと思うんですね。だから、8年間平等にしてきたから3期目も町長は当選したわけだと私は考えます。やはり、なぜ今度の指名に9月から入れなくなったのか、そこが私不思議でならないんです。

18年4月から8月までの間この業者調べたら、ほとんどの業者が指名に入ってるんですね。9月からばったりとその指名には入れなくなった、さっき企業努力とかおっしゃいましたが、だれかがおっしゃいましたがそれはちょっと違うと思うんですね。指名に入る入らないは、落札するのとはまた違うわけだから、やはり平等にですよそういうふうな機会は与えるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） あくまでも入札のこの指名につきましては、法令また規則等に基づきまして指名をいたしているわけですが、やはり公平公正な立場に立って地方自治法施行令167条の12項によりまして、指名権を今後行使していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） じゃあこの今まで、8月まで指名に入っていた人たち、別に規則違反とかそういうふうなことがあってされたのかどうか、そのあたりをお聞かせください。じゃあ、この人たち指名に9月からに入れなくなった人たち、何か不都合があったのかどうか、そのあたりもう1回お聞かせください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 不都合とかそういう問題じゃございません。先ほど申し上げましたとおり、法令、規則等に基づきまして、その基準に基づきまして指名をいたしているところでございます。

それと、やはり指名権、町長には指名権というものがあり、法的に認められておりますので、この指名権に基づいてこの指名を行使しているということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） じゃあ、その町長の指名権があれば、自分の選挙に応援しなかった人は指名しないということなんですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、反省することは反省して公正公平な立場で今後はやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議員（3番 上西 祐子君） 東国原知事も、選挙の遺恨禍根を引きずる体質を変えないとこの県は変わらないというふうに言われました。やはり、町長が今反省するとおっしゃいましたのでそれを信用しますが、やはり思想及び良心の自由はこれを侵してはならないという憲法19条があります。

そして、憲法14条にはすべての国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的経済的または社会的関係において差別されない、こういう憲法14条があります。

そして、すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない、こういう、これは15条ですが、やはり行政には基準があるしそして町民の暮らしを守る、そして明るいまちづくりをしていく、これが町長に課せられた、そしてみんな町民がそういうふうなことを協力、協働協力していくのはやはりそういう業者間の争いとかそういうふうなことをなくすように町長がしていけないと、私は明るいまちづくりはできないのではないかとこのように考えております。

だから、ぜひ町長、これからこういう選挙で報復するとか、応援せんかった人を指名から外すとかそういうふうなことだけはやめてほしいし、そしてまた、ぜひそういう談合もなくなるように一般競争入札、電子入札を一日も早く取り入れて、明るいまちづくりをしてほしいと願います。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今、上西議員の町長、助役が答えられましたけれども、1点だけちょっと補足説明をさせていただきたいと思っております。

入札の落札率において、99.99%があるのではないかとこのようなことでございました。確かに高いところでございます。そして、またその案件だけじゃなくて全体で96.幾つというのは非常に高いという認識を持っております。

ただ、今の指名状況の入札をしてるわけでございますけれども、今の入札の方法では今後も99.99%、100%ちゅうのが出てくるというふうに思っております。と申しますのは、予定価格を公表しております。そして、場所によっては業者の方は受けたくない、この工事は非常に難しい、あるいは非常に割が合わないということで、受けたくないという方がいらっしゃいます。

しかし、指名でございますので業者の方は非常に断りにくいというのもございまして、なぜこんなに高いんでしょうかねえって私も聞いたことがあります。入札後にですね。その結果、これは

非常に割が合わないということで、割が合わないのは100%入れないと儲けがないというようなことでございましたので、今の制度下では100%もあり得るといふふうに思っております。

ただし、御指摘のように、全体的に96%とかというのには確かに高いというものは当然あるわけでございますけれども、そこを必ずしも談合で行われたということではない、99.99%がですね。今後もそういうことが出てくるということで、ひとつお考えしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） ここで本会議を11時20分まで休憩といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 質問に先立ち、私も4年間女性の声を町政へということで頑張ってきましたが、この質問が最後にならないように頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、第1問、高齢者対策について質問いたします。

第1点、認知症予防対策として脳の健康教室を開設することについて提言し、町長の所信をお伺いいたします。少子高齢化が叫ばれて久しくなりますが、特に高齢者に伴う減少は深刻なものがあります。健康面では問題がないのに、認知症で悩むといった問題も少なくありません。

鹿児島県薩摩町では、65歳以上の高齢者を対象に読み書きや計算を通じて脳の活性化を図る健康教室を開き、認知症の未然防止を図っているそうです。現在、60歳から80歳の高齢者28名が登録され、毎週1回指導を受けながら読み書きや計算など行っているようです。

こうした教室を開設しても、大きな財源を必要とはしませんし広い施設も要りませんので、高齢者の健康維持のためにも、早急に開設することについて町長はいかがお考えかお伺いいたします。

第2点、待ちに待った町のコミュニティバスが4月1日より運行するわけですが、これはふれあい中央広場をターミナルとして5つの路線でよく考えられてあると思っております。必ずや高齢者の足になるものと信じます。よく見てみると、高齢者の多い地域を通らないところもあるようであります。再検討のお考えはないのかお尋ねいたします。

第3点、温泉利用の対策についてお聞きいたします。現在の利用状況はどうなっているのかお

お知らせください。また、土、日、祭日の一般向けの利用は考えられないのか、三股町の温泉水は非常につるつるしていいお湯であり、町民にとっても喜ばれています。

特に、高齢者にとっては温泉という最高の喜びとするところでもあります。が、現在は一部の町民だけしか利用できないのです。あいている時間をぜひ一般向けに利用できるようにしてほしいという町民の声がありますが、町長はいかがお考えでしょうか。

生きがいデイサービスでの利用ということで、一般向けにするには別にしないとだめだということも聞いてはいるのですが、そこを何とか知恵を出していただきたいと思うのですが、また温泉水の宅配サービスのシステムづくりはできないものかお尋ねいたします。

次に、第2問目に入ります。障害者の雇用対策についてであります。

第1点、本町の障害者の実数をお知らせください。そのうち、就業している方、就業を希望しながら職に就けない方が何人いるのか、実態についてお知らせください。

第2点、役場は障害者を何人採用しているのか、障害者の雇用の促進等に関する法律では、国及び地方公共団体の義務として法定雇用率が1.8%と定められていますが、この率に達しているかどうかお聞きいたします。

第3点、本町の企業に対する雇用の指導はなされているのか、障害者の法定雇用率は地方公共団体ばかりでなく一般事業主に対しても雇用義務がありますが、町からの指導はなされているのか。

以上質問いたします。後は自席にて質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、高齢者対策についてでございます。この中の、①の認知症予防対策についてということでございます。

この認知症の問題は、昨今大きな社会問題としても取り上げられている状況でございます。本町におきましても、広報みまた今年の11月号で特集で町民の皆さん方に広報をいたしているところでございます。

また、地域包括支援センターが現在実施しております虚弱な高齢者を対象とした事業の中では、筋力の機能向上プログラムに加え、パソコンを使った脳の活性化を図るゲーム等にも取り組んでいるところでございます。

今後は、認知症対策を本町の高齢者福祉施策の重要課題の1つとして位置づけて、住民の皆様が認知症に対する正しい知識を身につけるための学習の機会をふやしながら、認知症を地域で支える基盤づくりを住民の皆様と一体となって今後推進していきたいというふうに考えております。

それから、コミュニティバス設定についてということでございます。今回のコミュニティバスの路線設定につきましては、9地区の地区分館でそれぞれ地区説明会を開催し、要望等を参考にしながら検討し設定したところであります。

しかしながら、高齢者の多い地域を通らないところも一部あることから、今後路線の見直しも検討しながら、よりベストなコミュニティバスの運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、路線や便数の変更につきましては、地区公民館の総意による要望とともに、地域公共交通会議の検討が法的に必要なことから、これらの検討を踏まえた上で見直してまいりたいというふうに考えております。

それから、③の温泉利用の対策についてということでございます。現在のこの利用状況についてお答えを申し上げたいと思います。

本町の温泉は、総合福祉センターで実施しております生きがいデイサービスとして活用しているところでございます。この事業は、介護サービスを受けていない高齢者を対象に、引きこもり対策や生活機能訓練による自立支援を目的とする福祉施策の中に、入浴サービスを盛り込んだものでございます。

昨年10月の地域包括支援センター開設以後は、センターに配置された保健師や看護師、そして理学療法士等の専門職員が、その専門的見地から生きがいデイサービスの利用目的に適合する利用者の把握に当たり、迅速かつ適切な対応が可能となったところであります。利用者の数も、延べ約5,700人が見込まれ、平成17年度と比較いたしますと約1,000名程度利用者がふえている状況でございます。

次に、土、日、祭日の一般向けの利用についてでございます。本町の一般向けの温泉づくり計画は、議会におきましても御審議をいただきまして、その結果温泉館につきましては温泉は断念し、福祉目的の元気の杜のみを建設したところでございます。そのため、浴槽も小さくいわゆる温泉施設の形態をなしていないわけでございます。

また、営業許可につきましても、福祉目的に限定した許可でございます。今後、当施設を不特定多数の人が利用する施設として活用するためには、それ相応の管理費等の捻出も必要となってくるわけでございます。

このようなことから、現在のこの生きがいデイに介護予防を盛り込み、福祉施策の充実を図ることが現施設での最も望ましい温泉活用ではないかと現在のところ考えているところでございます。

それから、②でございますが――2番目の障害者雇用対策についてでございます。本町の障害者の実数等につきましては担当課長の方から答弁をいたしますが、本町における今後の障害者に

対する支援につきまして申し上げますと、本町におきましては今年度障害者基本計画を作成しており、その中において雇用だけにとどまらず、障害者の日常生活のあらゆる面におけるハード面、ソフト面を含めた障害者施策について、具体的に示しているところでございます。

また、来年度は町内のさまざまな分野の代表者、例えば自治公民館、商工会、障害者団体、学校関係者、職業安定所などによる自立支援協議会を結成して、障害者にかかわる諸問題についての情報交換とその対策の検討、障害者基本計画の評価、検証などを行うよう計画をいたしているところでございます。

中でも、雇用につきましては企業における法定雇用率の達成とともに、障害者の採用についても関係機関と連携を密にしながら、啓発活動を積極的に推進をしまいたいというふうを考えております。

次は、役場は障害者を何人採用しているかと、法定雇用率に達しているかというなことでございます。

障害者の法定雇用率は、一般の民間企業等で1.8%、国及び地方公共団体で2.1%というふうになっております。これに対して、本町の役場の法定雇用率に基づく実際の雇用率は2.47%であります。これは法定換算数では4名というふうになっているところでございます。

それから、本町の企業に対する雇用指導はなされているかということでございます。

雇用の、障害者の雇用につきましては、障害者雇用促進法により1人以上の障害者を雇用すべき事業所とされている企業が県内では546企業ありまして、うち310企業が達成しており、達成率は56.8%というふうになっております。全国平均が43.4%であることから、13.4%上回っているという状況でございます。

なお、都城管内におきましては105企業がございまして、そのうち58企業が達成をしております。達成率が55.2%というふうになっております。一般民間企業の場合、障害者の法定雇用率は1.8%で56人に1人雇用することが求められております。

県では、毎年9月を障害者雇用促進月間として集中的に企業への啓発活動を実施しております。本町では、平成16年度の企業立地促進条例の改正と同時に、雇用奨励金交付要綱を制定し、障害者の雇用については雇用奨励金の額を通常の3割増しといたしてございまして、雇用の促進を図っているところでございます。

なお、町商工会では全体研修会や各部課の研修会等で、この制度の趣旨、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金制度について説明会等を実施して、啓発普及に努めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 本町の障害者の実数でございますが、平成18年10月1日現在で

ございます。手帳を所持している方でございます。身体障害者が1,197名、そして知的障害者が166名、それから精神障害者40名、計の1,403名でございます。

そのうち、就業している方でございますが、これについては統計上情報がないということで把握いたしておりません。ただし、この先ほど1,403名と申しましたんですが、この中で稼働できる、仕事ができる年齢層20歳から60歳において、その障害の重度あるいは軽度に関係なく申し上げますと429人でございます。身障が294名、そして知的102名、それから精神33名ということで30.6%でございます。

それから、就業を希望していながら職に就けない方が何人おるのかということでございますが、これについても統計上の情報がございません。把握しておりません。ただ、今現在都城、北諸、そして西諸においても圏域内において2カ月に1回程度、そのペースで行政、あるいは学校、そしてまた施設等の担当者によりまして障害者の就労情報交換会というのを設定されております。

これは、職業安定所、ハローワークですね、それが主催でございまして協議を行っているところでございます。これについては、今年度から協議会ですかね交換会ですかね、が協議の場が実施されたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） さすが福祉の町三股町ていうのを、返事を聞いて感じましたが、第1点の認知症予防策のことである新聞に載ってたんですけども、77歳の母親と45歳の次男の二人暮らしの家庭で、夕食時に母親が近所を尋ね、息子に締め出された、息子がなぐるから怖いと訴えたそうです。

しかし、玄関のかぎを持っていたしなぐられた跡もなかった。でも、そのまましたもんですから息子の暴力が始まり、順次エスカレートして母親は骨折や脳挫傷の重傷を負い死を迎えたとていう実例があるんですね。

だから、先ほどパソコンのその、何かゲームをしたりとかいうのもありましたけども、テレビでも出てたんですが計算ドリルとかそういう漢字を書いたりとかそういう教室で、その年寄りの人たちが生き生きされてるんですね。

私も57歳ですけども、小学校のそういう計算ドリルをしたりていうのすごく楽しいなあというのがあるんですけども、何て言うんですかね楽しみながら脳の活性化図っていくという点で、パソコンもいいでしょうけどもそういうものを立ち上げてもらいたいというのがすごくあるんですが、もう一度町長どんなもんでしょうか、金がかからないし場所もそんなにとらないし、そういう中でいろんな健康教室みたいなものも取り入れていけば、ある町では健康保険料がすごく安くなったという町があるんですね。

だから、そういう中で私たち団塊の世代は元気で長生きしないことには三股町の健康保険料も、もう今みたいにちょっとどうかあるちゆつては病院に行くじゃなくって、自分たちでそういう教室を設けたりとか、これ一例ですけどもそういうものをしていながら元気で長生きしていくということで、健康保険料も下がるような努力をしてもらいたいと思うんですけども、その教室についていかがでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今言われましたその65歳以上の方について、読み書きとかそういう計算とかそういう部分についての楽しみながらということですが、大変この部分について福祉課としても想定して実施したいということを考えてるんですね。

今、町長も申されましたが包括支援センターを軸にいろんな事業を展開するというごさいます。現在実施してるのが、地域支援事業が導入されまして、それによっていわゆる虚弱な高齢者を対象、いわゆる特定高齢者と申しますが、そういう方々に対して三股町骨骨貯筋教室というタイトルをつけまして、これ字が「こつこつ」というのは骨ですよ。そして、貯筋というのが貯金の貯に筋は筋力の筋なんですけどね。

いわゆる骨と筋力を意識したタイトルなんです、それを昨年の10月からもう既に9回程度実施をいたしております。これは、認知症予防でございませうね。体を動かすとか手を使うとか頭を動かすとか働かすとか、心の元気を出すとかそういう部分についてが大事ということで、福祉課には今現在保健師とか理学療法士を配置しておりますので、それを中心にして取り組んでいるところでございませう。

今後においても、これを実施しながらこれに加えて、今齊藤議員が申されました部分も含めて、それと頭を働かすということも大事、大変大事なんです。そういうことで、用具を使った部分、用具を使った部分のやはり認知症の対策を考えていきたいということで福祉課としては考えております。

それともう1つは、今大悟病院の方に三山先生という立派な、認知症に対する第一人者と言われる先生がいらっしゃるんですね。その方に、元気の杜に来ていただいてその講話、あるいは個別検診等を実施していきたいということも考えているんですね。

先生には一応話はしてるんですよ、協力したいと、ある程度の了解はとってるんですが、高齢者を抱えている家族においては、自分の親は認知症じゃないかなという方もたくさん相談に来られるんですね。

しかし、検診に行くとすれば大悟病院に行くとしても、そういう権威ある先生がいらっしゃるんですがなかなか、何と言いますかね敷居が高いという部分、大悟病院ということで敷居が高いという部分はあるようですので、先生に元気の杜に来ていただければ気楽にできるんじゃないか

な、相談される方も多んじゃないかなというふうに考えているんですね。そういうことで、そういう部分を地域支援事業の中でやりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） ありがとうございます。ぜひその地域支援事業の中で取り入れていただいて、骨格貯筋事業ですか、素晴らしいなと思います。期待しておりますのでどうかよろしく願いいたします。

次に、コミュニティバスの設定についてですが、本当によく考えられて、朝は中学生向き、昼間は高齢者向きというコースを考えられてあるんですが、もうちょっとこう、昼間はもうちょっと高齢者のいる方向に入り込んでいってほしいなあてという点もありますので、そういう声を聞くような、何か皆さんの声を聞くようなそういうあれはできないんですかね。お願いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） このバスにつきましては、前から全協等でも説明してまずにはスタートして、そして悪いところは見直しながらよりベストなものを求めていくんだということでございますので、町としましても行政改革の中で取り組みまして、いろんなバスの検討委員会を立ち上げまして、そして地区をそれぞれ回りまして要望も聞こうではないかということで各地区を回ったわけでございますけども、はっきり言って参加は少なかったところでございます。

その中で、こうこうだからここも通っていただきたいという要望も聞きたかったわけでございますけども、長田地区を除いてはほとんど参加がなかったという状況でございました。そういうことで、その中でも要望が出たところは一応組み入れたと、組み入れられております。当初の計画から外してですね、そこを回るようにしたところでございます。

しかし、そういったところは、地区を回ってなかったところについては一部今回入ってないところもございます。しかしながら、これを走らせるのはやはり乗っていただくことが最大の目的でございますので、見直しを必ずしていきたいというふうに考えております。

ただ、見直しするには個人個人のその要望をされるわけですけれども、その一個人が、2人や3人が要望したから、はい変えますというだけではなかなかいかない面がありますので、やはり地区公民館長さんが地区の中でいろいろ話をされて、よしこの地域もみんなで乗ろうという意識のものと要望、あるいは地域公共交通会議ちゅうのをつくりましたので、これは法的にその中で検討しなければ路線を変えたり何たりはできないというふうになっております。

これは、地域交通会議は条例をつくっていただいて今回もやったわけですが、タクシー会社の代表、あるいはバス会社の代表とか陸運局の代表とか、そういったことがみんな合わさって路線

を変える変えないちゅうことになります。

したがって、会議はいつでも開けるわけですけれども、やはりそう段取りを踏まなきゃいけませんので、ちょっと悪いなあと思っても、はい来月からちゅうわけにはなかなかいきませんで、ただ要望は今のところやはり公民館の中でかなあというふうに思っております。

いろんな要望を入れて、見直しは随時やりながら、よりもう、求めていきたいと思っておりますので、今議員が指摘のところを、また詳しくは後でもまた教えていただければ1つの検討事項に入ると思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 今聞いて、私は実は公民館長に要望してたんですけども、参加されなかったんでしょうね、反映されてないということですので。それで、その件はよくわかりました。今後よろしくお願ひいたします。

次、温泉の対策についてですが、本当にデイサービスのあれでやってるから一般向けにはつくってないというのもよくわかってるんですけども、町民の中に本当にあいてる時間に、土日祭日に、利用する人たちの中で管理をしながら地区別にでもできないのかと。

というのは、私も今温泉の水を、18リッターですか20リッターのタンクでくんで帰って家に入ってるんですけど、本当にいろんな温泉に私も行きましたけど三股のこの温泉水はすばらしい、本当にすばらしいですね。

だから、元気な人たちがそんなにこう、何て言うんですか動けない人たちじゃなくってある程度元気な人たちがデイサービスに行かれるんですよ。ですがね。だから、もうその本当に一部の人たちしかできないというので、町民の中で何とかならないのかなあという声がありますので、そこら辺を何かみんなで知恵を絞って町民の皆さんが喜ばれるような、せっかくあるんですから利用できる方法はないのかって考えていただきたいなあと思うんですけど、それとその皆さんタンクでくんで帰っていらっしゃるんですけど、もちろん町内だけじゃなくて、無料ですので町外の方たちもくんで行って、もう本当に喜んで、ただですから喜んでくんで行ってくださってるんですよ。

それもその、まあ男性がいて元気な人がいるところはくめるんですが、だけど自分の家でもくんでいけばできるから宅配サービスというのは考えられないのか、そこら辺も検討課題として考えてもらってもいいんですけども、そこら辺の返答もお願ひします。済いません。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） あいてる時間、そしてまた地区別にとかいいろいろございまして、こういう部分について福祉課の方にも問い合わせが来てるんですね。有効的に利用してほしいとい

う部分も聞いております。

ただし、この一般向けに開放するという点において、多くの問題をクリアしなけりゃいけないというふうに思うんですね。元気の杜での温泉浴槽は、もう町長が申されましたが福祉目的なんです。で、公衆浴場として位置づけていない、公衆浴場としてはですね。

温泉施設の形態をなしていないということでございます。医療許可においても、福祉目的の限定でございます。土日祭日の一般向けでございますが、不特定多数の利用となればこの公衆浴場としての許可が必要なんです、保健所の。現状からしても、やはり多くのその方々の受け入れが可能であるかという問題でございます。それには、部屋とか休憩場所とかそしてふろの大きさでございます。そういう部分が現状では無理かなというふうに思っております。

一緒にそのふろに入るとすれば、五、六人じゃないかなあと思うんですね。洗い場の部分を交替で入るとすれば10人程度、交替で入ると。多数来られた場合、待ち時間が多くなるんですね、待ち時間が多くなるということ。それと、相応の管理費が必要だということです。概略ではございますが、土日祭日を開放した場合は人件費、あるいは貯湯タンクですね、それをやはり法定清掃しなければいけない。週に1回はですね。光熱水費とかそういうのを含めて大体740万、800万近く程度必要と考えてるんですね。

そのようなことで、多数来られた場合は採算はとれんだろうと思うんですが、最初は多く来られてもその時間が、待ち時間が長いという状況の中で、やはりだんだん人気がなくなる、で少なくなるという部分も想定されるんですね。多くても困る少なくとも困るということではないのかなというふうに思っております。

したがいまして、現時点ではやはり福祉課としては、元気の杜に限ってですが、元気の杜に限って温泉利用については今の生きがいデイ、に介護予防を盛り込んだ部分について、福祉施策の充実を図った方がいいんじゃないかというふうに考えております。

今後、生きがいデイにおいても1,000人ほどふえておりますから、今後もそういう部分をふやすように福祉施策ということで、頑張っていきたいというふうに考えているんですね。

後の部分のお湯の部分について、宅配とかそういう部分について、福祉課から離れますので総務サイドの方でお願いしたい。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長、宅配について。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 総務課の関係で、その利用をほかにできないのかちゅう問題が、宅配の問題とかいろいろ今まで、いろいろ本格的な検討ではございませんけれども、例えば粉にして（オンタン）ちゅんですかね、ああいうものにできないとか、足湯はどうだろうとかいろいろな検討が、検討というか話が浮上したところでございます。

しかしながら、本格的な検討がなかなかされてないという現状にあります。それは、いろんな要素を含んでおりました、何かにはやはり活用しなきゃいかんちゅうことはあるんでございますけれども、今浮上しておりますのが、今ちょうど調査とかしておりますけれども、温泉の湯が確固たるものであるのかどうかというのが今ちょっと浮上しております。

毎分何リットルということを出るということでなりましたけども、その後の調査が、維持管理と申しますかその辺がちょっと完璧でなかった関係もございまして、湯が持続的にずっと出て行くのかちゅうところをまず調査して、それが持続的にできるということであれば次の、例えば足湯か宅配かちゅうものを考えていかないかんだらうて思います。

全体的に、施設をつくってやるちゅうことはもう余りないのかなと、考えられないのかなあていうふうに思っております。今ある中を、例えば宅配とかほかの利用方法ですね、その辺は検討になっていくだろうと思うんですけども、施設をつくる、新たにつくって云々ちゅうことはもうまず、今の時点では考えられないと思います。

いずれにしても、何かをしていかないかちゅうことは庁の内部でも出るんですけども、なかなかその検討が進んでおりません。したがって、来年度についてはやっぱ再度その検討にのせなきゃいかんだらうなあていうことで、調査をするということと本年度の予算でひとつ調査をしようということと今取りかかっております。また、その辺の結果もお知らせをしまして、来年度の中でまたどういった方向かというのは取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 私も、別に施設をつくってくださいということは思っていないんですが、その温泉ももう福祉関係でだか、だめだということですよ。

そしたら、その調査をされるてことですので、ぜひその検討委員会を立ち上げていただいて女性の人たちの声を入れながら、高齢者の人たちもちろん入れてその検討委員会を立ち上げていただいて、そして実現に向けての前向きな話し合いの場を持っていただければと思います。高齢者対策について終わります。

障害者雇用対策についてですが、詳しく説明がありまして私もよくわかりました。それで、きのうの新聞でしたかね、障害者自立を支援て、県も104施策の福祉指針という中で、計画案では地域の中で安全安心に暮らす社会づくりを基本目標に、生活支援、保健、医療、雇用、就業、ここですよ私が質問してるのは。生活環境など、8項目で104の施策を示していると。雇用、就業の項目では、一般就労が困難な障害者への支援策として就労の場の確保やサービスの充実を図る必要性を指摘しているって、県の方でも載ってるんですよ。

それで、町の中に1,403名て言われましたかね障害者がいらっしゃるということ、私の友だちもそうなんですけど子供さんが肝臓が悪くて、自分のをこうって子供さんにあげたていう

人たちもいらしゃいます。

やっぱり、仕事のことで悩んでいる人が町内にもたくさんいると思うんですね。だから、もうこの雇用率なんかも見ますと宮崎県でも多いと、全国よりも多いということですので非常にうれしいことですが、福祉のまちづくりの三股町としてももっともっと努力していただきたいなと思います。その点につきまして、町長もう1回お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今の障害者の問題は、全国的にも非常に社会問題というふうになっておりまして、法制化もいろいろなされております。今後、この障害者の雇用等につきましても、いろいろ行政としても行政指導しながら推進をしてみたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） ありがとうございます。以上で私の質問を終わりたいと思います。

.....
○議長（原田 重治君） ここで昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時06分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 私は、質問事項に基づき質問いたしますので、明確な回答をされるよう求めるものであります。

まず初めに、町長の政治姿勢について伺います。私は、12月議会において一連の官製談合事件について質問いたしました。その後、本件においては安藤知事が逮捕され、出直し知事選が挙行されそのまんま東、東国原氏が予想をはるかに超えて当選されました。

東国原知事が就任されて、今までになかった県政の改革がなされようとしております。一番目につくのが、入札制度の改革であります。県においては、250万円以上を一般競争入札で実施するとの方針であります。このように、国を初め県は談合事件に結びつくような入札制度は一日も早く改革しようとしておられるのは現実であります。

ところが、本町においては改革の意思があるのか何も見えてこないのであります。平成19年度の町長施政方針の中においても、国の制度改正や国県等の動向を見きわめながら慎重に対処し

てまいりますと述べておられるが、制度改正等は具体的に何をどうするか表明するのが施政方針ではないでしょうか。そこで伺います。12月議会において、回答された民間による入札制度改善研究会、その当時は仮称ということですが、その検討結果はなされたのか伺います。

次に、同じく12月議会において町内業者等の指名は平等取り扱いをすると回答されたが、今でも指名における不平等取り扱いがあると聞いておりますが、なぜなのか伺います。

次に、一般競争入札及び電子入札等の導入は、町長の政治判断で決定することです。なぜ導入の決断をされないのか、ほかに何か理由があるのか伺います。

次に、畜産行政について伺います。町の基幹産業である農業、中でも畜産は一番の産業であることは統計上でもはっきりしております。その畜産の中でも、和牛子牛生産と肥育牛生産が主流をなしています。

ところが、各農家においては、後継者不足や高齢化等で肉用子牛生産は年々減少傾向にあります。そこで、産地の持続と担い手育成とあわせ、地域農業、環境を生かした肉用牛生産基盤の確立を目指すことが急務であります。

本町においては、去る2月に国富町における先進地視察が行われ、畜産団地を見学したところでもあります。そこで伺います。町として、団地育成を考えておられるのか、また今までの取り組みはどうであったか伺います。

次に、団地造成をする方向で検討されておられるのか回答を求めます。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は自席より質問いたします。終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、町長の政治姿勢についてということでございます。①の民間による入札制度改善研究会、仮称の検討結果についてということでございます。

本町におきましては、三股町入札制度研究検討委員会、仮称でございますが、これにつきましてはこれにおける地方自治法施行令の3月改正、中央建設業審議会の検討結果、宮崎県の見通し等を参考に、よりよい入札、契約制度を確立するために、民間の視点から討議し、町長に提言しようとするものでございます。

現在、要綱を作成したところであり、およそ1年をかけて町の指名審査委員会の入札、改革等とは別に検討する機関として設置してまいりたいというふうに考えております。

それから、②の指名入札における平等取り扱いについてということでございます。

実は、12月議会におきまして、財部議員の質問に対しまして精査していくと、精査するというのを申し上げましたが、その結果について申し上げたいと存じます。

これにつきましては、工事件名、規模、施工業者等について精査いたしましたが、法令や規則等に反するような例はなかったわけでございます。ただ、その指名回数において多少のばらつきが見受けられましたので、今後はその解消について努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、③の一般競争入札、電子入札の検討結果についてということでございますが、一般競争入札の導入につきましては、指名審査委員会において検討中でございますが、自治法施行令改正内容、中央建設業審議会の検討結果、それから宮崎県の見直し等を参考に、導入に向けて慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、電子入札につきましては、入札前の参加者が一堂に会する機会をなくすことで一般競争入札に寄与する一面を有しておりますが、本町の入札業者全員の参加が必要でございまして、参加者の体制が問題となっているわけでございます。したがって、導入は今後の検討課題ということで考えているところでございます。

それから、2番目の畜産行政についてということでございます。①の、畜産団地を検討されているが今までの対策についてということでございます。

本町の農業は、畜産を中心に、水稻、露地野菜等を組み合わせた複合経営が大半を占めております。畜産は、本町の農業総生産額の7割を占め、そのうち肉用牛生産は飼養戸数、生産額などから、本町の重要な産業の1つでもございます。しかし、高齢化による飼養農家数の減少、悪性伝染病蔓延の牽制の増大、今自由化の影響等により、その前途は非常に厳しい状況下でございます。

宮崎県は、全国第2位の子牛生産地であり、その中にあって都城北諸管内は県内の30%以上を生産しており、家畜市場規模といたしましては全国第2位のシェアを占め、全国から高い評価を受けているところでございます。

このような環境の中、本町では国県の新規就農対策事業、増頭対策事業による畜産施設の増築、町の優良家畜導入事業による市場性の高い系統牛の導入や、ヘルパー制度による経営規模の改善対策事業等を導入し、生産農家の経営安定、所得向上、環境対策等を実施してきたところでございます。しかしながら、経営主の高齢化と担い手不足による肉用繁殖牛の減少は予想以上に加速しており、市場絶対頭数の維持も大変厳しい状況になっております。

それから、②の今後の方向がどうするのかということでございます。畜産行政といたしましては、これまでの対策事業とともに産地としての継続と地域産業としての発展を図る観点から、担い手育成を重点とした肉用繁殖牛の増頭対策を講ずる必要があると考えております。その方策の1つといたしまして、団地化構想があるわけでございます。

この畜産団地構想の実現には、人、土地、資金など、検討すべき課題が多いことから、先進地

の情報、農家の意向等を踏まえJA等の関係機関を含むプロジェクトチームを立ち上げまして、鋭意研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、12月議会で回答されたように、民間の入札制度改善研究会の検討をしていくということでありましたが、先ほどの町長の答弁では、今のところ要綱を制定したところということですが、その要綱等についてはまだ発表できないんですか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 今のところ案でございますが、設置は制度の、いわゆる入札制度の研究を行い、もって効率的な事務作業の推進を図るというようなことでございます。

それから、入札制度の見直し、所掌としては見直し、契約制度の検討、そしてそれを町長に報告するというので、組織としましては委員9名をもって組織するというので考えております。それからあと、会長及び副会長については互選ということになっております。

会議は、会長が招集すると。それから、事務については総務企画課の方で、行政係の方で庶務するというので考えておまして、内容と言いますかその委員の構成につきましては、学識経験者を2名以内、それからいわゆる一般町民を2名以内、町職員を4名以内程度でどうかということ今、案を作成中でございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 先ほど、町長は制定をしたということでしたけど、制定を今からされるんですか。もうされたんですかそれ。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） いわゆる指名審査委員会等では研究をしておるわけですけども、正式に法規審議会等をまだ経ておりません。そういうことでございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 少し食い違いはあるようですが、まあそういうものを制定としてと言われますがね、言わば12月の段階で少なくともその方向で早期検討していくということなんですよね。

それが、いまだにまだ法規審議会等も通ってないというようなことで制定もされていないような状況ですが、やはり、要はもうこんなにのんきに構えていけるような状況じゃないと私は思います。

なぜならば、また御存じのとおり、先ほども申し上げましたように、県も国ももう方向性は決

まってるんですね。どういう方向に進むかということについても、県は知事の意向を踏まえてそのことを具体的に、じゃどういう形で進めていくかということだけなんですよね。

だから、私は今三股町で一番肝心なことと言いますか、やはり町長の政治姿勢そのことが大事だと思うんですよね。ということは、人任せにするような発言じゃなくて町長が入札制度についてこうしますよと、こういう方向でいきますよということをはっきりと表明をされたならば、私は今助役はこういうものを準備していくと言われてましたが、当然助役なり総務課長含めながら方向づけはすぐに対応はできるというように思うんですが、町長そのあたりについてお答えをお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、国の方もこの一般競争入札、電子入札については早急な、また当面する課題としてとらえておるわけですが、国におきましては、これにかかわる法律の改正、地方自治法施行令の改正、3月、今月のうちに改正をするというようなことでございます。また、中央建設業審議会、これの検討結果等につきましてもまだはっきり出てないところでございます。

そういうことを、総合的にこうまとめ検討しながら、そういうものを基礎にしながら今後考えていきたいと。その入札、一般競争入札にかかわるその気持ちというものは前に向いて変わらないわけでございますので、そういう、先ほど申し上げたことを総合的に踏まえて考えていきたいと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） いろんな、国の関係とか県の関係とかそういうものを総合的に勘案しながらという言い方をされるんですけどね。私が今言っていることは、政治家として町長の政治姿勢、これが一番大事なんですよ。

自分で、仮に三股をどうする、もっていくかとするなら、町長が当然、三股こういう形の絵をかきたいですよということを町民に示す義務があると私は思います。それが町長の責任じゃないでしょうかね。

だから、当然そうお考えになれば、多分、今、東国原知事においても当選されました。1月の末にね。でもうすぐ、早速どういう方向で行くかというのはあの人もマニフェストを持っておって、その方向で示しをされてます。

ところが、三股の町長はそういう方向性をまだ示されてない、ただ検討する検討するというような言い方でずるずると引っ張られておる、これは事実ですよ。だから、私はそのあたりが、政治家である以上ははっきりと方向性を示すことが、町民に対する義務じゃないでしょうかね。

だから、ぜひ入札制度の問題はあるということについては、もう町長も助役も担当課長ももう十分理解はされている、私もそうだと思います。ただ、それがなかなか前に進まないのは、町長のそういう決断がなかなかされない、ここが一番のネックじゃないでしょうかね。ぜひ、この場で町長の本当の本音を聞かせてもらって、方向づけを表明していただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 助役。

○議員（2番 財部 一男君） ちょっと待ってよ。私今町長に聞いてるんですから。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたようにやる気は十分あるわけでございますので、先ほど助役が申しあげましたように、今要綱を作成して案を練っているわけでございますので、前に向かって今後進んでいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長ね、勘違いをされてる、私が今言っていることは、町はどういう方向に向けていきますよということをあなたに問うてるわけですからね今。

そのことで、三股をこういうふうに引っ張っていきますよということを、町長、示されたら、当然助役やら担当課長を含めて十分こう、さっき聞いた要綱等もふくめながらすぐに対応ができるんですよ。

要は、町長のそういう姿勢が見えてこないんですよ。今言われるように、前向きに一生懸命やりますという言葉は使われてるんですが、じゃいつになるんかと、先ほどはちょっと返答聞いたら1年をめどにとかいうのがありましたよね、そんな悠長なことで果たして三股はいいのかわか。

先ほど、3番議員も言われておりましたが、やはり町の税金で投資もされるんですよ。税金を有効に使う、これが町長の責務ですよ。そのためには、入札制度の問題今一番、官製談合であろうとどういう談合であろうと今一番言われてるのは、全国的に言われてるのもそこなんですよ。

いかに税金のむだを省くか、そのことが一番大事じゃないかなと思ってんですけど、ただ、今町長の言われたようなことを聞いておるといつになるのかなと私も危惧しますので、ぜひ、ここでせめて方向づけぐらいですよ、町長自分の言葉でぱんと持っていくですよということは言えないんですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 方向づけはちゃんと決まっております。一般競争入札やるということですね、それでやる手順といたしましてですよ、先ほど言ったように国の法の改正とか中央建設業協会の、この審議会の検討結果とかそういうものを総合的に踏まえてやるということで、余り早ま

ってつくってまた後でこう訂正するということもあるやに考えるわけでございますので、その辺も十分検討しながら前に向かってやっていくということでございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私と町長の間意見も、堀がなかなか埋まらないようですが、私が言っていることと町長が、それはね事務屋がすることなんです。はっきり言ってですね。

町長が今言っているようなこと、検討して検討をするのは事務屋がすりゃいいんですよそりゃ。町長は方向づけを、こういたしますよということをはっきりされたらその方向に進んでいくんですよ。

だから、今一番問題になっておるのは一般競争入札を導入するかせんかの問題だろうと思うんですよ、一番の問題は。その一般競争入札をいつごろから、三股町においても18年度なら18年度から導入しますよという町長の方向づけをされたら、後は事務的な問題を含めたら当然優秀な職員がいますから、当然その方向でどんどん一生懸命勉強されますよ。

ただ、18年度の中ごろからはもうこういう方向に行きますよとかね、そういうことを示すのが町長の姿勢やないんですか。うん。（発言する者あり）ああ19年、ごめん、19年、ちょっと私間違いましたけどね。

この今19年の中ごろからこうやりますよとかね、示すのは町長の私は姿勢だと思う。後はね、事務的なこととかどんなことを、町長にそんなことやれと私は言ってないんですよ、あなたが示せるのは、そういう方向性だけなんですよ。違いますか、町長。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 方向性と言われるのは、時期の問題であるというなことを言われますが、19年度中にスタートしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ようやく1つの方向性が出たような気がいたしますが、県の方向から比べたら三股は1年ぐらいおくれるような感じもしますが、ただどういう方向であるにしろ、今言ってるように19年度中にはやるということですので、ぜひ期待をしていきたいと思っております。

ところで、19年度中にやるということになれば、先ほど3番議員の方でも言われておったんですが、私も先ほど言ったように12月議会でも申し上げましたが、平等取り扱いですね、この平等取り扱いという言葉と町長が指名されることは、あのあたりに矛盾が出ておる。だから、私も一般質問で出したわけだし3番議員も出したんだろうと思いますが、ちまたでもちゃんと言われているよ、本当にそういうことをですね。

私も、本当かどうかちゅうのはあれなんですけど、多分にうわさの中では本当だなというように

聞いてますが、先ほど町長は1月4日の業者が来て新年のあいさつの中でね、報復は当たり前だ
という発言をされたというようなことは質問出ましたが、町長は言ってないということをお
言われました。

私も、まさか町長たるものがそういう発言をされるとは思いたくないんだけど、僕らがあちこ
ちで話を聞いている範囲では、ちゃんと、8社ぐらいで行かれたそうですから多分その人たちが聞
けば本当だろうなとも思います、町長それでも否定されますか、再度聞いておきたいと思
います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 年始めのあいさつに見えたわけでございます。それで、年頭に合ったあ
いさつをしてその場は終わったというふうを考えております。

なお、いろいろ今回言われているということでございますが、先ほども申し上げましたよう
にこの指名の解消等についてはばらつきが、多少ばらつきがあるということは考えております。
今後は、その解消に十分努めていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） そういうことで、はっきりした答えは出ませんでした、ただ町
長にひとこと言えることは、もしそういうことを本当に言いふらしているのか、それとも町長は言
っていないのか、私たちはこういうところで話してもなかなか本当のことは出てこないと思
いますが、町長という立場で本当に発言をしてなかったら町長、反対に名誉毀損で訴えたらどう
ですか。私は、そのぐらいちゃんと毅然たるものがあれば、町長名誉毀損で訴えてもいいん
じゃないでしょうか。そうしないと、町長の名誉は、ね、冒されますよ。いかがですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） そういうことは考えておりません。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 考えてないということですから、そういう相談もしたくないとい
うことかもしれませんが、ただ問題は、そういうことがちまたの方で起きるような行政をされ
ておる、このことに問題は、元は、基礎があるなんじゃないでしょうかね。

だから、私はやっぱそういう元を正していかないと、町政の本当の平等性はあるかないとい
うふうに思いますので、ここでいろいろやってもあれでしょうがぜひですね、先ほどばらつき等
もあったというようなことを町長もはっきり言われてますので、もう1点だけこれは助役に聞
いていいんですが、今指名をされておることは町長の専権事項なんです、ちまたの話では助
役とだれかが話し合っただけで決めるというふうな話も聞こえてきてます。

そういう、やっぱり聞こえるということは必ずしも私ほうそじゃないと。なぜなら、やっぱりそういうところに、煙のないところには絶対出てこない、何かがやっぱあるから出てきてるということだけは申し上げておきたいと思います。

それで、ばらつき等はあつたということはぜひ町長も認められたので、今後の、いけばあと1年間は指名入札制度は残るわけですからね、1年間めどに先ほど言われたように一般競争入札をされるということですから、ぜひそういう問題が起らないような平等取り扱いをしていただきたいということをお願いしときます。

それじゃ、電子入札等もそうなんです、もう一般入札と変わらないと思いますので、これも含めてねもうびしゃつとしためどをつけさせていただいて、そしていい形の三股町の入札制度になるようお願いをしときたいと思います。

それから、入札制度について以上で終わりますが、畜産行政ですが、町長の方でも言われてるように、本当三股町の本当基幹産業である農業だと私も思います。今、今も子牛のせり市があるそうですが、きょう同僚から聞きましたけどね、本当に、今回の子牛せりでも高値が出てるといいうことで、一方では子牛生産をされる農家の方々はそれなりにいい顔されております。

だけど、今度肥育をされる方々は大変やっぱ厳しいものがある、このあたりも含めて考えれば、果たして今のような高い子牛生産だけでいいのかな、危惧もしておりますが、ただ、今質問でも出しましたように、後継者不足それから高齢者対策、そして環境対策ですね、いろんなものがあります。

これについても、そら、もちろん担当課を含めて一生懸命取り組みをされてるということについては私も敬意を払いますが、せっかく国富の方に出かけていい団地を見せてもらいました。ぜひ、やはり三股も実際の畜産の現況を見ていけば、私も、ああいう団地をやっぱつくっていきながら指導していく、そうするとまた後継者問題も解決するだろうし環境面の問題も解決していくということになるだろうと思います。

そういうふうに考えれば、ぜひ町としてももう少し本腰を入れた形でのそういう方向づけ、1年や2年でぱつとできる問題じゃないかもしれん。だけど、そういう方向をしていく姿勢、さきほども町長に言ったんですが、そういう政治的な姿勢を出されたならば、私はやっぱり、農業でもそうですが、いい方向に職員も含めて一生懸命取り組みができると思います。そういうふうに考えれば、これも町長の決断、1つのですね、方向だろうと思いますので、ぜひそのあたりについて町長の考え方があればお聞かせください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁申し上げましたが、本町の畜産は農業のこの主軸を形成しているわけでございます。農業総生産額の7割を占めるということで、非常な畜産のウエートち

ゆうものは大きいわけでございます。

また現在、非常に子牛が高値で推移しているということからも、やはりこの畜産団地非常に、この前国富町の現地を見させていただきましたが、あそこが平成12年にこう団地化してやっているというようなことでございます。

この農業の、畜産農家の後継者、担い手不足ということから考えると、やはり団地化を形成してやはり畜産を進めるべきじゃないかというふうに考えております。そういうことで、先進地の状況、また農家の意向等十分踏まえながら、またJA等と連携をとりながらそういうプロジェクトチーム等を形成して、設置して今後前に向かって検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、前向きな方向づけをしていきたいというような答えがありましたので、ぜひ、今言われたことを担当課の方でも十分精査していただきながら、やはり今後具体的な方向づけもやっぱりどうするのか。

確かに、土地の問題もあるし資金的な問題もあると思います。だけど、やはりそのあたりをどうしてもクリアしていかないと、今の畜産農家の現状を打開する道はないと私も思います。

そういう意味では、ぜひそういうものをつくることによって担い手育成とか後継者の問題、いろんな問題、環境問題ですね、多分そのあたりが解決していくだろうと私も思いますんで、その方向でぜひ頑張っていたいただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今町長が答弁した中で、説明不足がちょっとあったかと思しますので、事務局であります総務企画課の方からちょっと、説明をちょっと補足させていただきたいと思えます。

入札、仮称でございますけど入札制度研究検討委員会ですよね、これが1年という長期にかけるということは、結局この中で一般競争入札を論じますと1年後、要するに20年度になってしまう可能性があるので、この入札制度検討研究委員会はなぜつくるのかという目的ですけれども、先ほどもちょっと目的も出たと思いますが、まず一般競争入札等を含めて改革については指名審査委員会の中でやります。

そうしないと、1年も待たられないというものがありますので、一般競争入札を含めてそのほかのいろんな改善は指名審査委員会の中でやるということになっております。

この研究会は、指名審査委員会は行政だけありますので、行政だけでやった入札の改革が果たして住民を引くくるめた、外から見たときに適正なものであるのかどうかというのを検討する

のがこの研究会でありまして、ですから研究会は三股町が一般競争含めたとこの改革をしたものに対して提言をもらうというふうに考えております。

したがって、こっちの方はだから長期になってしまう、こっちが改革したものに対していやそれはやっぱここはあれにしようと思言をしていただくちゅう制度ですので、この入札制度研究検討委員会が改革するのではないということをおひとつ御理解いただきたいと思言います。

改革は、すべて指名審査委員会の中で、丸1年もすると2年もかかってしまうわけですから、それは1つの提言、三股町の入札制度を改革したものが妥当か、どうあるべきかということをお提言していただく機関でございますので、そこをおひとつ御理解をいただきたいというふうに思言います。よろしくお願言います。（「議長、1点だけ。済いません、今説明を受けたのをうけて」と呼ぶ者あり）

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 確かにね、指名審査委員会の中で改革等が行われると、そういう勉強会もされると思言いますが、やはり今指名審査委員会の中で公表できないとかなってる部分がありますよね。私は、そういうものもはっきりと公表することがやはり改革の1つのあれなんですよ。

ということは、町長が指名をされることとやはり指名審査委員会が行ったことが、そこにもものすごくかけ離れたことが現実には起ってる、これもはっきり、5年前の問題があったときに指摘されてますので、当然起っておるということも事実だと思言います。

そういう意味では、やはり改革をするためにそういうものを公開、情報公開というのが一番、三股本当情報公開されてるんかなちゅうと、本当私はまだまだ少ないというふうに思言いますので、ぜひそのあたりを含めて指名審査委員会の中でもどんどんやっていただきながら、それと先ほど仮称の問題ですが、あのあたりについてもですね、随時やはり議会の方にもオープンに論議させていただきたいということをお申し上げて終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位5番、的場君。

〔16番 的場 茂君 登壇〕

○議員（16番 的場 茂君） 私は、先般当局に通告しておきました政治姿勢について御質問と御意見を申し上げます。御質問に入る前に、一言質問の趣旨をお申し上げまして質問に入らせていただきます。

申すまでもなく、私が議員になりましてから初めて一般質問をいたしましたのが、今から20年前の6月定例議会でありました。その後、歴代町長3名のほかに現桑畑町長を加えますと4名の町長に質問をしてまいったところでありました。

議事録を調べてみますと、昨年12月定例議会までに134問の一般質問を行ってまいりました。私たち議員は、町民の代弁者として負託にこたえるため質問をいたしております。その結果を報告する責任があり、またその後の経緯を町民に知らしめることが重要であります。

そこで、私は議員活動の最後の一般質問に当たり、あえて追跡調査と位置づけて質問をさせていただきます。

それでは、まず地区公民館活動についてであります。伝統的三股町公民館制度を、平成4年町が二分するかの論議の中で公民館制度が改正されました。ところが、12年9月の質問に対しての答弁は、当初の計画どおり順調に推移していると言いながらも、地区公民館は社会教育及び生涯学習の推進が主な仕事となり、自治活動とのかかわりが少なくなり、公民館を利用して学習を行っている町民しか活動内容がよく理解されていない状況にあると答弁がなされたのであります。

その後、関係課は必至に努力されたと理解していますが、またも17年6月に質問いたしましたように機構改革による地区公民館の変更となり、主管課におかれましては大変苦勞をされたと思います。そういう意味から、そこでその後の運営状況はどんな状態になっているかお聞かせください。

次に、13年9月に早急に取りかかれ町営住宅と質問を行ないましたが、現在中原住宅の大規模建設が進行中であることは十分に承知しているところであります。しかし、今後当局として老朽化したほかの地区の住宅整備をどのように取り組んでいくお考えがあるかお聞きをいたします。

次は、移動図書館の計画についてであります。13年12月と18年3月に質問をしておりますが、財政状況の厳しいことは私も承知しております。十分に内部検討をしていくと答弁がなされておりますので、その後の検討結果をお聞かせください。

次は、14年3月に質問いたしました町民の生活確保に関する行政の取り組みについてであります。雇用対策として、窓口相談や実態調査などしてはと提案しましたが、現実的にいまだに国内全体を見ましても完全失業率は増大するばかり、庶民の苦しみは増すばかりであります。三股町は、この雇用状態対策についてどのような取り組みをなされているのかお聞かせください。

次は、15年9月と12月に質問いたしました自然を生かしたまちづくり、花いっぱい取り組みを提案してりましたが、これは多くの町民の声でもあったと思います。それに、現代社会が混沌とした状況にあり、国と地方との格差が開き地方自治体は危機的状況にあり、財政難は極限に達しています。

このような時代こそ、自然を生かしたまちづくりなど取り組むべきであると思いますが、振り返ってみますと昔をひも解いてみてもわかりますように、先人たちはあらゆる苦難の中でいろいろな努力をなされてまいりました。

今、三股町の花の名所である椎八重公園のツツジ、上米公園の桜、旭ヶ丘公園の樹木など、自

然にできて上がったものではありません。先人たちは、そのときに苦労はあったとしても、子供たちや孫やひ孫たちの時代に花が咲き名所になるということを夢見ながら植樹されたことでしょうか。いつの時代でも、だれかが決断、計画し取り組まない限り何も実現いたしません。町長、何かひとつ、花いっぱい運動として取り組まれる考えはありませんか。それと、今の現状をお聞きしておきます。

それから、三股町の男女共同参画の取り組みでございますが、その後どのような啓発行動や取り組みをなされておるかお聞きしておきます。

次の、16年12月質問いたしました交番増員に向けての取り組みであります。早速、警察関係箇所にお問い合わせに行かれたと聞きましたが、現在の交番の状況をお聞きいたします。

次に、昨年12月質問の高齢者の生きがいがづくりの温泉有効利用と足場についてであります。足湯についてであります。多くの町民の希望であるので、再度検討結果をお聞かせください。

それでは、最後の質問になりますが、この厳しい時代、特に合併せず自立の中で必至に執務に取り組んでいる行政は、まず執行部、管理者と職員との総合理解と連携体制が重要であると思えます。常に、何事においても協議の上取り組むことが必要であると思えますが、町長の考えをお聞きいたします。

以上で壇上での質問は終わり、後は自席にて質問をいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと存じます。

政治姿勢について、①の地区公民館活動が余り理解されていないとあったが、その後の取り組みはということでございますが、これにつきましては、所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思えます。

それから③移動図書館の計画、それから9番の公民館制度変更が社会教育、生涯学習に及ぼす影響はないか、それから10番の移動図書館は、この4つの事項につきましては所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思えます。

それでは、②の早急に取りかかれ町営住宅ということでございます。町営住宅に関する質問でございますが、平成13年9月に環境整備対策についてという事項で、町営住宅の建設については早急な対応が必要じゃないかというような質問であったわけでございます。

この当時におきましては、いわゆる簡易耐火住宅は19団地に642戸を管理していたところでございますが、このうち17団地468戸、72.9%が国土交通省で示されております耐用年数を超えていた状況でございました。現在、平成19年3月1日現在では、全部の簡易耐火住宅、19団地で588戸が耐用年数である30年を経過している状況でございます。

したがいまして、その後御承知のとおり町営住宅の環境整備ということで中原第3団地を公共下水道整備事業に合わせまして、また周辺地域外周路生活道路等の環境整備事業、まちづくり事業を通しまして中原団地の整備に至っているところでございます。さらには、今市団地の住戸改善事業を施工いたしまして、住宅団地の環境対策事業を推進しているところでございます。

今後も、さきの定例会の中でも申し上げましたように、中小、失礼しました。人口減少の住宅問題とあわせまして公営住宅事業の取り組みについて実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、塚原住宅の建てかえにつきましては、中原住宅建てかえが平成19年度で完了予定でございますので、したがいまして現在のところ次の町営住宅の建てかえにつきましては、さらには国の補助事業採択要件の問題がありますので、今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、3番の、失礼しました4番、雇用対策相談窓口をとということでございます。雇用対策相談窓口については、当時緊急地域雇用創出特別交付金事業に取り組み、社会福祉協議会が主体となりまして生活、仕事、家族の問題、隣人関係など、もろもろの相談事業を実施したところであります。交付金事業終了後は、行政相談を中心に相談業務を継続しているところでございます。

雇用対策につきましては、景気の回復基調を踏まえ、企業誘致、地場産業の育成を積極的に図るため、平成17年4月から企業立地対策監を配置して、雇用の場の創出に取り組んでいるところであります。

それから、⑤の自然を生かしたまちづくり、それから6番の花いっぱい取り組み、これにつきましては関連がございますので一括して回答をさせていただきます。

昨年の3月議会の的場議員の質問に、転作作物としてナノハナ、レンゲ、コスモス等の景観作物を植栽することは、転作奨励金の関係で地権者の理解を得ることは困難というふうに回答したところでございますが、新馬場から今市にわたる水田地帯は平成18年度農地、水、環境保全向上対策事業のモデル事業を実施しております。

この事業は、農家の減少や高齢化により水路、農道、ため池等が十分な管理がなされないため、水路施設等の機能低下、水質等の環境が悪化してきております。このようなことから、国、県、町の交付金をもとに、農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体などで幅広く参加する活動組織を設立して、施設の維持や環境対策に取り組もうという事業でございます。

新馬場地区では、この事業の一環といたしまして、昨年12月自治公民館やボランティア50名の参加で、今市から新馬場に至る農道400メートルにヒガンバナ約500本を植栽いたしました。また、消防団では、犬のふん害防止の看板設置を行ったところでございます。この

事業は、平成19年度から5年間の継続事業の予定であることから、新馬場地区ではこの事業の一環として今後も花の植栽を継続する計画でございます。

それから、7番の男女共同参画ということでございます。男女共同参画推進の条例制定の考えはないかということでございましたが、早急に条例を制定することは今のところ考えてないところでございます。今後の課題として考え、さらには女性の各種委員会等の登用につきましても、今後推進をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、8番の交番増員はということでございます。本町にある三股交番、職員数6名で人口に対して少ない人数となっております。これは、本町の治安維持に不安が残ることから、平成13年と平成17年に、これは平成16年12月で的場議員の要望に対応したものでございますが、都城警察署長及び宮崎県警察本部長に対しまして三股交番職員の増員を要望をいたしたところでございます。

要望につきましては、町を初め町議会議長、そして教育委員会の委員長、自治公民館の連協長、消防団長、それから交番連絡協議会の会長、ほか16団体の代表者名で要望をいたしているところでございます。

その結果、平成19年度から1名の増員の内示があったというふうに聞いております。1名では十分とは言えませんが、今後さらに増員の要望に向けて県警等に対して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、高齢者の生きがいづくりはということでございます。高齢者の生きがいづくりには、まず健康と安心が欠かせないものであるというふうに考えております。本町では、地域包括支援センターや健康管理センターの保健師や看護師、ケアマネージャー等の専門職員が常に町内の高齢者の自宅を訪問し、健康状態、生活環境及び精神的なケアの必要性を調査し、適切な指導やサービスの提供に努めているところでございます。

また、総合福祉センターでは生きがいデイサービスを実施しておりまして、町内各地域の高齢者をバスで送迎し、日ごろ外にでる機会が少なくなった高齢者に対しふれあい交流と憩いの場を提供しているところでございます。

さらに、元気の杜広場につきましては、子供から高齢者まで利用できる広場といたしまして位置づけて、今後は植栽やベンチを置くなどしてお年寄りの語らいの場として整備をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、足湯の問題が出ているわけでございますが、これらにつきましては今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、最後に地方自治体における取り組みはと。まず、執行部と職員との相互理解と連携体系が重要であると、常に協議の上取り組むことが必要であると思うが町長の考えはということ

でございます。

地方自治体の取り組みにおきましては、執行部と職員との相互理解と連携体系が重要なことは言うまでもないわけでございます。行財政改革ほか行政の取り組みについては極力理解を求め、連携に努めてきたところでありますが、事案によっては職員への説明不足もあることから今後も十分努力してまいりたいと考えております。

しかしながら、軽易なもの、また急を要するもの、トップダウン的に取り組む必要のあるものなど、事案によっては十分な事前協議ができない場合もありますが、今後もさらに職員との相互理解と連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、ただいま町長の方からありましたが、1番、9番、地区公民館活動、そして公民館制度についての質問ですが、それにかかわってお答えいたします。

御承知のとおり、本町の公民館制度は昭和39年に区長制度から地区公民館制度に移行しておりますが、地区公民館が社会教育機関でありながら自治組織と一体となった組織であったことから行政監察等の指摘を受けまして、平成4年に地区公民館から自治公民館活動を分離したところであります。

そしてさらに、平成17年4月には地区公民館制度を廃止いたしまして、これまでの地区公民館の館を中央公民館の分館として位置づけ、中央公民館を拠点とした生涯活動の場として運営しているところであります。

生涯学習の場としての住民の理解、周知の方法については、毎年4月に生涯学習三股を各戸に配付いたしまして、中央公民館及び地区分館で開催される各種の教室を紹介し募集しております。

公民館制度の変更は、社会教育、生涯学習に及ぼす影響はどうかということではありますが、本年度に地区分館で開催されている教室が31教室あります。制度変更前の16年度は20教室でありましたから、それなりにふえております。離れたことで影響は起こっていないと、かなり前向きに進んでいるというふうにとらえていいと思います。むしろ、高齢化の進展はあつて活動が活発になってきている状況にあると言ってもよいのではないのでしょうか。

去る2月11日、12日の2日間にわたりまして文化の祭典を文化会館で開催いたしましたが、12日の元気祭りには中央公民館と地区分館で活動している32の教室が参加いたしました。広報みまでも紹介されておりましたように、ことしは2日間で延べ2,500人の観客が来場されまして、年々祭りも盛大になってきているところであります。

次に、3番、10番の図書館にかかわる移動図書のことではありますが、移動図書館の関係につ

いては昨年3月議会でも答弁いたしましたように、先ほどの場議員からも言われましたが財政面の問題もありまして、またこの4月からコミュニティバスが運行され、交通弱者も図書館へ自由に行き来することができるようになることから、これまでの方針を転換いたしまして団体貸し出しを重視する方向で取り組んでいるところであります。このコミュニティバスを今後多いに利用していきたいというふうに思っているところであります。

団体貸し出しについては、小学校や幼稚園、保育園等に、1団体当たり200冊を2カ月間貸し出してありますが、この制度を貸し出す冊数をふやすことも、この制度の貸し出し冊数をふやすことも含めまして、移動図書館と同様の効果が上がるように今後努力していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（原田 重治君） ここで本会議を14時50分まで休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時50分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

執行部の回答——的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 答弁をいただきましてありがとうございます。私の質問につきましては、演壇で言いましたように追跡調査というのは、自分が引退する立場に立ったときに町民の皆さんに約束したいろんな発言についての報告のためでございますから、今の経過を聞いただけのようになりますけど、主な点だけちょっと聞いておきたいと思います。

この公民館制度については、本当に簡単な問題じゃなくして、最初自治公民館をつくった時点から大変な状態になるだろうというのは予測はしていたわけです。特に、生涯学習につきましては、1人1学級に参加しようという意気込みの中でできたわけですから、そのような状況を、そういうことは常識で考えても無理だと思います。仕事の関係とかいろんな家庭の事情とかというのがありますからそれは無理だと思いますけど、その後のやはり分館になったときの担当課の職員の苦勞というのを考えましたときに、先ほど報告で31に学級もふえたということでございますから大変だと思います。

本来なら、分館じゃなくてその地区公民館の館長がいろんな教宣活動をしてやられたはずのものがそれだけ進んだちゅうことは評価しますけれども、先ほど言った1人1つの学級に入ろうやと、そして生涯の学習として頑張ろうという方向は今後も続けていってもらいたいと思います。

広報などで、各家庭に配ったていうのも大事なことですけれども、意識のある人は読みますけど参加しない人に限って読まないわけですから、その辺をやっぱり盛り上げをつくって頑張っ

いってもらいたいと思います。

住宅問題については言うことないんですけども、今取り組んでるわけですが、ただ、今やっぱり荒廃したその場の環境整備だけは続けていかないと、せっかく中原なんかきれいになってるのにあそこに行ったらもう、三股の住宅ってこんなんかって言われる、批判を受けないように、やっぱり周辺の環境整備はぜひ続けてやっていってもらいたいと思います。

要望ばかりになりますけど、次に、移動図書館については変更するということでもいいわけですね。だから、変更するというのはそらやむを得ないと思うんですよ、公民館制度が変わりましてやっぱり受け入れ態勢ちゅうのが充実してないといけないはずがないですから。

それを、今度のバスを利用して団体貸し付けとかそういう計画を持たれとるとすれば、やっぱりある程度隅々まで広げるような、移動図書館と同じようなやり方をこれからも進めていただきたいと思います。

それから、雇用対策等相談窓口ですが、これが、これも演壇で言いましたようにこんな厳しい状況、リストラ、失業、そんな状況の中に三股町の中でも大変苦しんでる人がいらっしやいます。だから、企業誘致をして雇用を広げていくとかそういうことはわかってるわけですよ。

ただ、困ってどこに相談に行ったらいいかというのがあるわけですから、町民の立場を考えてやるとするならやはり相談相手になってる窓口が必要だと思うんですよ。その辺も今後取り組んでいってもらいたいと思います。

それから、花いっぱいの問題です。これは、私はもう何回も言ってきておるんですが、演壇で僕は言いましたように、いろんな観光地とか何とかちゅうのは自然にできるものではないんですよ。だから、町長も何期もされるわけですから、あああの時代にこういうものを残してくれたというものを、やっぱりアイデアを考えて取り組まれた方がいいんじゃないでしょうか。

町民も、やはり町を思いながら、花と緑と水の町と言いますけれども、本当に私は今市のあの土手のことを発言したときに何人もの人から電話が来るわけですから、そして1つの例ですが、岩下橋を渡りまして左に真っ直ぐ行く用水路がありますね、あそこを突き当たって都城に入ったら花がきれいに四隅に、十字路に花が1年じゅう咲いています。

あその土手、用水路の両側の草を、これ土地改良の管轄かどうかわかりませんが、いつも草を切ったりそれから焼いたりその管理をせんにゃならんわけですね。あその1間ぐらいのところに、両端に1年じゅう花が咲くような花壇をつくったらどうか、これも町民の声、実現するせんは別ですけど花ロードちゅうような形であれば、そしたらもう行政は必ず言うだろうて、金が要る。今何もしやならんて言うかもしれんけど、それはボランティアでしたらどうですか。

旭ヶ丘運動場に、あの国体の時期にあそこに公民館単位で植樹したことがありますね。そういう状況に呼びかけて、町民がうんにゃ、よだきいでせんていうようなことは今の時代にはないと

思います。

だから、そういう意味も込めてこれは1つのアイデアですが、実現できないとしてもあそこの岩下橋を渡って車で真っ直ぐ行きますと高千穂が真正面に見えます。やっぱり、町民もそういうことをアイデア考えるんだなあと思いますので、ぜひそういう面についても町長何かを残すという意味で、花と緑と水の町、水と緑は自然にあります。だけど花は自分でやらんとできません。そういう意味で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

男女共同参画については、言われたとおりで取り組まれるということですから、私は本当に今評価したのは交番の増員について1名増員になった。たった1人で言うけど100人おるとかで1名は大したことないけど、6人とか7人のところの1名の増員ちゅうのは相当三股には防犯の意味からでも大した評価ができると思います。ぜひ、今後も少しでも多く増員になるようにしてもらいたいと思います。

それでは、1つだけは力を入れて質問したいと思います。総務課長にお聞きします。温泉の利用ですね、私は前言いました。億単位の発掘調査、いろんな経過を経て温泉をつくるということで掘り上げたわけですね。

そして、町民は温泉が欲しいということは入りたいから欲しいわけですね。ところが、今元気の館で取り組んでることはもう大したものだと思ってるんです私も。65歳以上の1人暮らしの人が、本当にあそこに行ってケアをする、これは立派なことです。

しかし、お湯が半分は残ってるわけですから、その温泉を、温泉湯をどう利用するかというのを行政が考えなくては前に進まんわけですね。だから、本当に総務課はその残ったお湯を利用して何かしようという考えありますか、聞いておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、いろいろ考えております。そういう中で、昔からすると若干変わってきたのが有効利用、要するに活用するに当たっても費用の要る方向じゃなくて、そっから費用を生む、費用と言うか収入を生む方向でできないかということに、ちょっとここんところの難しさがあるのかなちゅうに思っております。

提供することは簡単であります。しかし、やはりその一般に配付するとしても、やはそこに町が収入を生む方向はできないのかちゅうところがありまして、これは活用は必ずしていかなきゃならないというふうに思っております。したがって、確かに御指摘のように何かやろうやろうと言いながら伸び伸びになってるのも事実でございます。しかしながら、このまま放っとくわけにはいかないちゅうのもまた事実でございますので、必ず検討していきたいというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 私は1番議員の答弁のときにがっかりきたんですよ。というの

は、ずっと検討するという話は聞いているわけですから、この半分のお湯をどう活用していかうかと言われるなら、また質問しますけど、足湯についても検討するというのは何回も聞いているわけですが、視察に行かれて見たことがありますか、ほかのところ。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 私がじかに視察に行ったことはございません。しかし、いろんなところでの情報は、足湯は非常にいいと、特に報道、新聞とか、それで出るのは、いいから出るわけでございますけれども、非常にいいという情報は得ております。

ただ、足湯はなにも、町民の利用はできますけれども、収入を生まないというふうに思っております。ただ提供するの簡単であります。しかし、何かそこに、例えば泉源を維持するのについても相当な費用がかかります。今回の今、調査をするのでも100万ぐらいかかるかな——かかります。（「200万」と呼ぶ者あり）200万、維持に今回かかるわけでございます。

したがって、やはりその利用については、少しでもそういう活用ができないかというのを考えておまして、足湯も一つの方法であるということで、消えたわけではありませんけれども、もっと活用のいい方法はないか、そうする……、足湯も使える、販売もできる等の湯量が確定的なものがあるのかというのが今疑問に上がっておりまして、それを調査する意味もありまして、今回200万ほどかけて、それを調査もしくは維持管理するためのものをやるということでございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） やっぱり根本的に考えが違うわけですよ。温泉を掘って、なぜ多世代交流を計画しようとしたんですか。そして、元気の館に変更されていったんですか。もうけるためにするんだったら、営業的なものをつくりますよね。しかし、今の情勢で5町を含めて、鹿児島県の辺まで含めて、各町にあるわけですから、そんなむだなことはしないでおこうと、営利目的で町民の福祉とか、いろんな交流とかちゅうのができるはずがないんですよ。そこには、犠牲として金が要るのは当たり前のことですよ。

だから、足湯についても、私たちは議会の研修で北九州に行ったときに、本当に当局も行ってもらいたいと思いますが、文化会館、福祉会館含めた中で、みんなが集まる状況の足湯ができったんですよ。これは交流の場ですね。そして、お年寄りも若い人も足をつけて、それをお金を払ってもうければいいという考えだったら絶対にできません。健康管理の増進のためには、子供たちも来て、そして子供から、大人からいろんな世間話をして、町民が集まる場としてつくらんと、足湯は必要ないと思うんですよ。そして、健康のもとには足で言われているわけですから、宮崎のソフトバンクのあんた、会場まで足湯なんか持っていくような時代ですよ。みんなが集まるわけですよ。だから、そういうなのは、やっぱり取り組む姿勢がないと、前には進まないと思いま

すね。

だから、福祉課の課長が説明する範囲のやはりお湯の考え方ちゅうのは、もう仕方ないと思います。それは事業として、ひとり暮らしの人を健康にするための目的なんだから、それをしてるんだ。しかし、1番議員が言った、やはりそのあいている土曜、日曜を活用してふろに入れる方法はないでしょうかという質問ですね。これに対しては、スペースが小さい、管理がどうだと言うでしょう。私なんかも考えているわけですよ。管理、管理人がいれば人件費も要るだろうな。その辺はボランティアで、地域の高齢者クラブの人だけでもお願いをして、入るようにして、地区割にして入っていけばいいなあ。スペースが小さかったら、その近くの部屋に囲碁、将棋なんかをする場で、その間で交流を深めたりする方法もあるわけですよ。だから、頭からもスペースが小さい、保健所の許可をもらわんにゃならんて、最初からあきらめムードでやっとならなくて、一つの事業ちゅうのは僕は進まんと思います。

私は素人だから偉そうに言うけど、これはもう最後しか、きょうしか発言する機会がないものだから申し上げるんですが、ぜひですね、町長に今度はお聞きしますが、足湯の問題は、経費を使って施設をするんじゃないんですよ。箱づくりじゃないんですよ。だから、今みたいに厳しい地方財政の中でやっていくとすれば、そういう小さい部分から、健康を守るために足湯をつくってみたり、それから、1番議員の言う、使っていないときにそこを使うような方法を検討していく。そういうのを、やっぱり言われたように、検討委員会ちゅうのをつくって、総務がいろんな、やっぱり執務が多忙ですから、そういう集まって検討するあれが少ないんだったら、ぜひ町民の声を聞くような検討会をつくって、金のかからん、もうけのためには無理ですよ、絶対に、町民のためを思うなら、少しぐらいは金は使わんにゃいかんですよ。そうだから、そういうことをぜひ当局も考えて取り組んでいってもらいたいと思います。

最後に、職員との関係です。

私も20年、議員生活をしてまいりました。時代の流れでいろいろあります。町立病院もなくなりましたし、いろんなことがあります。課設置条例によって、本当に各課の職員は苦しんでおります。それから医療業務については、職員がパソコンを覚えるためにノイローゼになるぐらい努力されました。

そういう中で、今頑張っているわけですが、議会は人事権も執行権も何もないわけですから、この議会の一般質問の中で意見が出たのを反映するためには、やはり「町民の理解を」ということをよく言われますけど、まず、町民を受け入れる窓口、そこで頑張っているのは職員です。その職員がどんなにして取り組むかといいますと、やはり苦情がある、いろんなお世話をするところがある、いろんな相談事から解決していかなくてはならんのは職員です。その接する側の意見を取り入れてやっていくことこそ、執行体制が物すごくよくなるということを考えていただきたい

と思います。

再度、町長にその気持ちを——今言いました気持ちをもう1回言っていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） まず、温泉の問題でございますが、温泉も掘削いたしまして、平成9年ですから丸10年になります。そのようなことから、先ほど総務課長が申しあげましたように、平成19年度の当初予算に調査費、その後どのような状態か、果たして100トン現在出ているのかどうか、その辺のことやら、今の状態で大丈夫かというようなこと等を今年度、19年度調査費を組んだわけでございます。

よく足湯の問題は、新聞またはテレビ等でもよく報道されるわけですが、道の駅に足湯をつくっているというようなことも聞いておりますが、やはり今年度、この4月から、バスを運行いたしますと、元気の杜がバスターミナルという拠点にもなるわけでございますので、より以上に町民が子供から大人まで、子供が集まる拠点になるということはもう確実でございます。そのようなことを考えあわせると、残っているお湯を有効に使わなくちゃあ、これは本当温泉掘削にも3億から——泉源からここまでお湯を引っ張っているわけですが、それを入れますと3億です。3億を温泉に財源を投入しているわけでございますので、これをむだにしない、結局有効活用を今後どうしても考えなくてはいけないということで考えております。

そういうことで、この足湯の問題、残っているお湯の活用、宅配の問題もあります。また、温泉の薬をつくるというようなこと等もいろいろ言われているわけですが、そういうこと等も十分検討委員会なるものをつくって、設置いたしまして、前向きに今後検討をさせていただく。時間もかかるかと思いますが、とにかく有効利用ということを考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 職員との関係ということは、私の演壇の質問の後に言われたから、もう二重になるから聞きませんが、その連携を密にしながら、本当に町民のためのやっぱりサービスというのが後退しないように、スムーズな状態で執行していただきたいと思います。

最後ですが、20年間、私も議員をしまいましたが、執行部に対しましても、自分が素人でありながら、やっぱりプロの方に質問するわけですから、本当に失礼なことも申し上げたと思います。その辺はおわび申し上げますけれども、今度誕生します同僚議員12名の方が本当に議会として、チェック機関として、今後頑張ってくださいとらって、そして特に、広報委員会の研修でありますように、ただ一般質問を回答をいただくのではなくして、それがどう実現されて

いくのかということをお願いいただきたいたしたいという願いを込めまして、本当に取りとめのつかない質問になりましたが、最後の一般質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（原田 重治君） 発言順位6番、池田さん。

〔9番 池田 克子君 登壇〕

○議員（9番 池田 克子君） 通告いたしました、1、障害者福祉について、2、少子化対策について、それぞれお尋ねいたします。

まず、1の質問要旨である発達障害者支援法に関する取り組みについては、平成17年6月議会でも質問いたしましたので重複する部分もあるかと思いますが、経過を含めてお尋ねいたします。

発達障害者支援法が施行されて2年が経過しようとしております。発達障害支援が制度設計され、予算化されることで、支援の体制が整ってまいりました。この法は、国が発達障害を障害として認めたことに大きな意義があると言われております。今までは発達障害も知的障害と同等の扱いを受けてきましたが、全く違う障害であることが医学の進歩により裏づけられるようになりました。

発達障害は、IQが高く、記憶力など大変にすぐれた能力を持っている反面、想像力、予測能力がとても弱く、想定どおりにいかないとパニック状態になり、社会生活が上手にできない等の障害があります。しかし、発達障害児は大きな可能性を秘めていると言われてます。偉大な仕事をなした人物では、エジソンや坂本竜馬がADHD（注意欠陥多動性障害）であったと言われております。

発達障害は、低年齢であられると言われておりますので、乳幼児健診の充実が早期発見につながると思います。1歳半健診、3歳児健診はされているようですが、それで十分とは思われません。というのも、3歳児健診の後、就学前までの期間が長く、発見のおくれが指摘されているのであります。ですから、5歳の健診も必要かと思われませんが、発達障害の早期発見についての必要な措置とは何なのか、町長にお尋ねいたします。

次に、発達障害者支援法の中に、国及び地方公共団体の責務として、「就学前の発達支援、学校における発達支援の必要な措置を講じるものとする」とあります。前回答弁いただいたときには、施行されて間もなくのことでありましたので、従来実施されてきた内容であったように思います。2年を経過する今、新たな取り組みもされていることと思いますので、その内容についてお尋ねいたします。

次に、③の特別支援教育については、学校教育法に含まれますが、発達障害児を新たに対象と

することから、関連がありますので、実施についてお尋ねいたします。

昨年6月、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、来月一日から開始されると聞いております。これまでの特殊教育から、子供一人一人の違いを大切にして、個々に応じた対応で柔軟な教育支援を行おうとするのが「特別支援教育」と位置づけられました。従来の特殊学級ではなく、個別指導計画を個々に作成し、それに基づき、個に応じた指導を行っていくことがポイントになります。医療、言語、心理等の専門家と連携し、子供本人、親の意見・希望を聞きながら、指導目標の設定、実施、評価がされるようになりますとあります。この特別支援教育の実施に当たっての当町の取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

④の発達障害児の保護者への対応についてであります。

発達障害者支援法の中には、「保護者の意思ができる限り尊重されなければならない」とあります。あらゆる場合が想定されますが、どのように対応されておられるのか、町長にお尋ねいたします。

次に、少子化対策の中の妊産婦無料健診の実態についてであります。

母子保健法第13条において、「市町村は、必要に応じ妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とあります。受診することが望ましい健診回数は14回程度と言われておりますが、公費負担における受診回数は全国平均2.14回となっております。2007年度の予算編成において、妊産婦健診への助成を含む少子化対策に充てる地方交付税の配分額が700億円に倍増されております。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

①、現在の回数と来年度以降の回数予定について、②、受診率と勧奨についてであります。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは自席にて行います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1の障害者福祉について。

①の発達障害の早期発見のための必要な措置についてということでございます。

御案内のように、健康管理センターにおきましては、1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査において、言語や行動、特性などの診査項目を設けて、発達障害児の早期発見のために努めているところでございます。言葉のおくれとか行動面に特性がある場合や保護者から相談があった場合は、言語治療士や心理士による個別相談も実施をいたしております。健診後の支援といたしまして、フォロー教室を年に10回実施し、集団遊びや個別相談も行っております。また、診断が必要とされる場合は、乳幼児精密健康診査受診票を発行して、早期治療へつないでいるところ

でございます。

それから、②の発達障害児の就学前と学校における発達支援の内容について、③の特別支援教育の実施について、これについては、所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから、④の発達障害児の保護者への対応についてということでございます。

この対応につきましては、保育園や幼稚園は、発達障害の児童が早期に見つけられる場所でもございます。その関係者が正しい理解と支援技術を習得していくことが大前提であります。疑われる児童がおられる場合は、保護者がまだそのことを受け入れられない状態にあるので、温かく受け入れていく必要があるわけであります。その上で、児童の特性の把握、保護者への支援を通じて、必要な診断が受けられるよう、専門機関である児童相談所、児童福祉施設、健康管理センターにつないでいるところであります。

また、発達障害と診断された児童の支援、保護者の支援についても、養育支援はもとより、精神面や日常生活に至るさまざまな支援が必要であり、今後も、医療・福祉、保健など各関係機関と連携をとりながら、支援策の充実に努めてまいりたいと考えます。

それから、2の少子化対策についてでございます。

これの①の現在の回数と来年度以降の回数予定についてということでございます。

妊産婦の無料健診につきましては、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付いたしております。内容といたしましては、1回目が妊娠19週未満、2回目が妊娠20週から出産まで、2回受診するよう指導を行っております。19年度の回数につきましては、本年度と同様、年2回を計画をいたしております。

厚生労働省から、平成19年1月付で妊婦の健康診査の時期及び内容につきましては、より充実強化を図り、あわせて公費負担を検討するよう要請がなされているところであります。しかしながら、19年度につきましては、時期的な関係上、予算措置ができなかったため、早期実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、②の受診率と勧奨についてということでございます。

平成17年度の受診率につきましては、1回目が235名で92%、2回目が215名で84%となっております。勧奨につきましては、母子健康手帳交付時と母親学級、両親学級時などにこの周知を図っているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私の方で発達障害児の就学前と学校における発達支援について、そして、3番目の特別支援教育の実施についてお答えをいたします。

発達障害、すなわち知的障害や自閉症、アスペルガー症候群などの障害のある児童への対応で

すが、就学前は、医師や各校の特殊学級の担任、養護学校の教諭、児童相談所の心理判定員などで構成します就学児童委員会を毎年設置いたしまして、幼稚園や保育園を訪問しまして発達障害児に関する実態調査を行い、保護者との面談を重ねながら、普通学級、いわゆる通常学級にするのか、特殊学級にするのか、あるいは養護学校にするのか等の就学指導を行っております。また、在学児童生徒の進級の際も、就学指導委員会の所管ということで、それぞれに対応しているところであります。

学校における発達支援についてであります。特殊学級のうち特に——特殊学級といいますと、知的障害、情緒的障害、2つの学級があるわけですが、その中の情緒学級については、他の市町村に先駆けまして、本町は単独事業といたしまして補助教員を雇用しまして、県費教員の2人体制で発達支援に取り組んでおるところであります。

また、文部科学省の調査によりますと、特別な教育支援を要する子供たちが通常学級に6%ほどおりまして、町内学校にもそれなりの子供たちが通常学級に在籍しているということでもあります。このことはどういうことかといいますと、特殊学級には入らないが、普通の学級で普通の教育についていけない、いわゆるそういうボーダーラインといいますかね、そういう子供たちがいるということでもあります。そういう子供たちが本町にもかなり数おります。

こうした子供たちの支援については、各学校に特別支援コーディネーターが配置されております。また、全校に校内就学指導委員会が設置されておまして、障害のある子供一人一人の特性、個性に適切に対応できる体制を整えております。また、三股西小においては、特別支援教育専門の非常勤講師が配置されておまして、通常学級に在籍している発達障害児を対象に、障害の特性、適性に応じた適切な教育指導を行っているところであります。

それから、通級による指導について、いわゆる特別にその子が持っている言葉とか、耳が聞こえないとか、そういう子供、特別な指導を行っておりますが、これが都城地区、北諸を含めて、市内の明道小学校に設置されております。そこに現在、町内から、4校の学校から5人が週1回、通級指導で明道小学校の方に通っております。

そういうことで、先ほどもありましたが、いよいよ特別支援教育にかかわる新しい制度が、この4月1日からスタートいたします。特殊学級の充実はもちろんのことではありますが、普通の学級に在籍している比較的軽い発達障害のある子供たちについてもその実態把握に努め、一人一人の教育的ニーズに適切な支援をしていきたいと思っております。

そのためには、養護学校や関係機関等との連携による相談・指導体制の充実を図るとともに、全教職員の共通理解のもとに学校挙げての協力体制で、今後、重点的に取り組まなくてはならないと思っております。また、特別支援教育専門の非常勤講師についても、現在、県へ強く要望しているところであります。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） ありがとうございます。それでは、2番目の質問をいたします。

まず、1の①でございますが、先ほど壇上から申し上げた中にも入っているんですけども、早期発見については、やはりまだまだ発見がおくれているということもございまして、やはり5歳児の健診もした方がより早期発見の可能性が高くなっていくということで、国も今回、発達障害者支援施策の拡充に9億6,000万の予算措置を考えているわけでありましてね。ですから、保護者の方々の苦悩を考えれば、早目に対応してあげることが必要でないかと考えるわけです。

ですから、この5歳児健診について、いかがお考えになられるでしょうか。国は施策の中で予算措置をしますけれども、やはり手を挙げたところに予算措置してあげるということを聞いておりますので、そのようなところをもう一度お尋ねしたいと思います。再度。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいま池田議員が申し上げられましたように、1歳半健診から3歳半健診があつて、就学前健診までがちょっと長過ぎるんですよ。5歳児健診は実際どこも行ってないんですよ。そういうことで、5歳児健診につきましては、集団での行動面の特性を確認する必要があるため、専門スタッフの確保が必要だということで、今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 先ほどから申し上げるように、本当早く発見してあげる確率を高めるためにも、ぜひ前向きにその分は検討していただきたいと思っております。

また、この早期発見について、健診時のときに親に対する問診票ですか、これが項目を見直すことで、かなり早期発見につながるというデータが出ているみたいなんですね。親はどちらかというと、自分の子供がそういう発達障害児であるということを確認に認めたくないという思いはあるわけなんですけどね。だけど、問診票の要するに問い方によって、誘導尋問じゃないんですけども、親が問診票に答えることによって、結果として子供さんはこうじゃないですかという指導をしてあげられるということで、問診票のその内容については、私も詳細についてわからないんですけども、そういう方法も一つの方法であるということでございますので、その辺も含めて御検討をいただけたらと思っておりますので、この件もよろしく願いしておきます。

次に、さっき教育長さんがいろいろ答弁いただきましたですね。②について、これはもう確かにいろいろと前回のときも詳しく御答弁いただきましたように、三股としては、本当に先見の明を持って対応をしていただいたということは十分わかります。ですが、もうそれから2年たつわ

けですので、この2名で果たして対応が十分であるのかどうかということに対して、もう1名、何か県に要請したいというようなことをおっしゃってくださったんですけども、その2名で今の障害児の方に対する対応が十分であると思われるのか、もしないとするならば、今後何名ぐらいは必要だと思われるのか、教育長さんに再度お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 十分でないと思います。それで各学校、いわゆる特殊学級というのは、長田小学校を除いて全学校あります。そして、そこに通う子供たちは2人、3人とおって、学級違ってはいますが、それぞれ今、補助教員を採用しております。補助教員、今、西小に入っております。そして、長田に複式学級で2人入って、そのうちの1人は三股小の特殊学級に半分は行かせております。要するに加勢ですね、先生たちが2人じゃ対応できませんから。そういうことをしております。そして、ことし19年度はもっと考えようと思うんですね。19年度はもっと、西小に入っている先生を、今度は勝岡もちょっとふえてきましたので、そういうあたりにも足を運んでいただくというようなことを今考えているところです。それで、どっちかいうと、西小はかなりの数ですから、生徒数が、それでそれにかかわる、特殊学級に入れられない——は学級におるという軽度の障害児もおるわけですね。そのあたりも考えながら、今後、19年度の配置を考えながらいきたいと思っております。

それで、増員するということはちょっと無理だと思いますから、中は、あとはもう先生たち、特殊学級を持っている先生がどう対応しながら、ほかの先生たちにどう働きかけていくかということが一番大事だと思うんですけど。全員で学校の教職員が特殊学級、いわゆる特殊なそういう障害を持つ子供たちへの対応をしっかりみんなが持つと、意識を持つと、人権感覚を強くすることですね。そういうことが一番大事だろうと思いますから、それは今後研修もやっていきます。用意があります。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 補助職員という形ですと、なかなか人件費的なものもありまして、すんなりいけない面もあるかと思うんですが、やはり他市町村では、サポーターというか、要するに職員じゃなくて補助員というような形ですかね、そういうサポーターの人を募って、そして、その対応をしているというようなところもあるようでございまして、そういう方向で今後、ボランティアという方でも構わないわけですけども、そういう一つの方法として、そういうものとしては考えられないでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 4月から新しく始まるということで、文部科学省の方でも250億ですね、地方財政措置を予定されているということで、これが今、池田議員が言われたサポート

役の職員、そのための予算措置をされていますので、その辺について、今後県等と協議しながら、それが確保できるような形で取り組んでいきたいということで思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 私たちの家族の中でそういう障害者の子供さんがいらっしゃるという方のことを考えると、本当にみんなで助け合いの気持ちで何とかしてあげなきゃいけないというのは、もう本当基本になるんじゃないかと思っております。

それで、実はある御父兄の方からちょっと御相談があったんですけども、従来の特殊学級がそのまま特別支援教室に、名前の変更だけであるということを知られて、ちょっとがっかりしたということで、じゃあ特別支援教室というのは何なんだというような問いかけも含めてございました。

私も先ほど申し上げたように、特別支援教室というのは、特殊学級とはまた違った観点で個々のそういう特性を生かしながら、一人一人の個性を生かしていく。そのためには、医療とか言語、心理ですね、さっき教育長もおっしゃったんですが、その専門家の方々と一人一人に対するサポートをどうしていくかという話し合いをされなければいけないんじゃないかなと思うわけですけども、やはりその御父兄の御心配は、ただ何のための国がこういう特別支援教室というのをつくったのか、どうもその辺が腑に落ちないということでしたんですが、その御父兄に御理解していただくって意味合いから、もう一度教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） ただいま「特殊学級」といっていますが、これが今度の4月1日から新制度がスタートとして、「特別支援学級」になります。だから、看板を変えただけで中身が変わらなきゃ何もならんわけで、そして、特別支援学級と特別支援教室は違います。特殊学級が「特別支援学級」というふうに名前変わらして、特別支援教室というのは、新しく出てきたことなんですね。

これは、いわゆる特別支援学級に通わない、普通の学級に通っていて軽度の障害を持つ子供、この子供たちを専門家のひとところに集めて、あるいは個別に集めて、例えば学校の何時間目とかに集めて、それだけをやるというのが特別支援教室なんです。ですから、おっしゃるように、それにかかわる指導者がいないといけませんね。その指導者が、今課長が申したサポーターとか、そういうものを入れながらそこをやるというのが特別支援教室です。ですから、学級と教室は違いますから、一つは、それぞれの学校でそういう特別支援の免許を持っている先生もおりますから、そういう人たちを充てながら、当分はいかにやいかにと思うんですね。すぐにぱっといけませんから、徐々にやっつけていかにやいかに。しかし、そういう子供たちだけを集めながら、今

後教育をする、指導していくことはやらにゃいかんと思うんです。そういうことは思っておりますので。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 私もそこが、子供さんが特殊学級に入っていらっしゃるのかどうかは、ちょっとそこまで確認はしてないんですけども、ただ単なる名前の変更だけであるという役場の職員のお話の中で、そういうことでがっかりしたということでございましたので、特殊学級に入っていらっしゃるとすれば、その辺が特別支援学級ですか——という名称だけの変更になるということになるわけですかね。（「名称はですね」と呼ぶ者あり）名称だけが。（「はい、名称はそうですけど、中身は……」と呼ぶ者あり）中身は当然……、はい。じゃあ、やっぱり変わっていくということでございますね。（発言する者あり）それでも変わっていくということですね。わかりました。ありがとうございます。済みません。あと質問があつております。大丈夫ですね。

発達障害者の、先ほど申したように保護者の方への対応でございますけれども、いろいろ私も保育園の先生からお聞きしたりはしてて、保育園の先生方が本当に親御さんと話す中で、親御さんも余り認めたくないというような親御さんもいらっしゃる。だけど、それでもやはり説得して、子供さんのために何とか納得していただきたいという、本当に苦労なさっているというのを園長先生からお聞きしたことはございます。

しかし、また反面、保育園とかに行かれない親御さんもいらっしゃるかなと思います。私もさっきちょっとその方、御相談の分も——方のことも含めてなんですけれども、やはりこれは行政として、一つの発達障害児に対する専門相談窓口というようなものを、例えば保育園で御相談されても、役場の相談窓口に行ってください、あそこですべてを対応してくれますよというような、そういう特設相談窓口というようなものをつくっていただけないかなと。そして、その中では、その子供の対応に対して、ああしなさい、こうしなさいだけの指導じゃなくて、やはりもう既に子供さんが学校なりに行ってらっしゃってて、しかし、その子供への対応に対して、親はもうちょっとこうしてほしいとか、あるいはもうちょっとLD教室をもう1つ教室をふやしてほしいとか、そういう要望も含めた受付というか、特設窓口というものを今後検討いただけないのかなということでお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 直接の相談窓口ということでございますが、今回、障害者に対する部分については、法改正がございました。自立支援法の改正等でございますが、三障害において、障害、知的、精神、これが一元化されたんですね。その中で、福祉課の方に精神も入ってきたと。

そしてまた、その事業の中で地域生活事業というのが入ってきたんですね。その中に相談事業という部分が入りました。したがって、その相談については、やはり福祉課ということになるかと思うんですね。しかし、今現状の福祉課の職員体制からしまして、事務屋が対応している状況です。今後、やはり専門的な知識の方の配置も今後必要になってくるだろうと、障害保健福祉士的な部分がですね。そういうことを今後考えていかななくてはならんだろうというふうに思っているんですね。

先ほど保育園の現状のものを申されましたが、やはり今現在、保育園サイドにおいて大変苦慮をいたしております。と申しますのは、やはり保育園サイドが、この子は発達障害児・者じゃないだろうかということに気づいて、今その保護者に対してサポート的に——高千穂学園にサポートセンターがございますが、そのサポートセンターにコーディネーターがいらっしゃいますね、その方に来ていただいて指導をお願いしているんですが、なかなか保護者の方が認めてくれない。いわゆる私の子に限って、という部分があるわけですね。そのことによって、保育園を疑問視する、この保育園ではだめだ、ほかの保育園にしてほしいという部分が出てきているんですね。そういう部分がございますで、保育園が大変苦慮をいたしている状況なんですね。そういう部分について、保護者に対する説得という部分について、大変苦慮をいたしております。

それと、児童と保護者への心理的なサポート、これはやはり専門的な機関の設置が必要というふうに思うんですね。現在、発達障害について、宮崎の方に宮崎市の総合発達支援センターがございますが、宮崎県に1カ所しかないんですね。したがって、都城・北諸圏域に1カ所必要だという部分を今、検討しております。そこで、やはり総合的な支援センターができれば、相談もできるし、そういう部分も考えているんですが、今、児童相談所を中心にして検討をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 国としても、やはりそういう総合支援センターみたいなのを特設しなさいというのは指示があつてるようでございますので、ぜひ都城の方面にも持っていけるように努力をお願いしたいと思います。

次、妊産婦の健診でございます。

これも本当に妊産婦の方は、非常に大事な、大事な子供さんを、今後産み育てていかなきゃなんないという大きな使命のある方であるわけですが、その方々に対して、やっぱり国も当然健診の費用を無償でやっていこうという方向で予算措置をしてくださっているわけですが、これが全国的に平均として2回ほどの措置だと。実際には14回ぐらいは健診は必要なんだということで、それ以外はやはり自己負担というのが大きいのしかかってきているわけなんですね。そ

してまた、それが——これはもう保険関係を含めた金額と思うんですが、約11万ぐらいかかるということでございますね。

ですから、今回も、国としては5回程度は何とか公費で負担してあげたいということで、今回の予算措置をしているようでございますけれども、いかがでしょうか、交付金として来るわけですけれども、やはりせめてこの倍ぐらいの健診を無料にするというようなお考えはいかがでございましょうか、町長さんにお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 平成19年度の当初予算で不妊治療費の方は、町の方で予算を、今回初めて予算に計上いたしているわけですが、この妊産婦の健診につきましては、非常に大事なことであろうと、少子化対策の面からも非常に大事であると、現在、年に2回ということでございますが、これを回数を倍にふやしたりね、そしてまた、言われるように無料で健診するかというようなこと等も、いろいろ今後検討しなくてはならない問題であろうかと。

実際は、国の大きな施策として、少子化対策としてやるべきだというふうに僕は考えます。しかし、そこまで国が考えているかどうかわかりませんが、やはりその辺は、この少子化対策は非常に重要な問題でございますので、やはり町としても、今後十分検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） ある自治体では、今回、厚生労働省が5回ぐらいは無償の方向でやっていきたいという、そういう通達されたときに、じゃあ、うちはもう今まで3回だったけれども、もう15回に、無料にしますということで、今回、予算を計上したという——これはもう全国の中でございますけれども、そういう自治体もあったようでございます。やはりそこ辺の行政として取り組む姿勢、それをどこに持っていくかというのが、やはり町民の方の安心・安全を担っていけるんじゃないかなあという思いもいたします。

やはり赤ちゃんという、本当に今後私たちの——高齢化になっていく私たちの世代に大きく子供たちが背負っていつてくれる大事な子供たちであります。ですから、そういう妊産婦の方へ対しても、やはり最大の私たちは心遣いしていかないといけないし、安心して産めるように、行政も努力していただきたいものだと思います。

さっきお聞きした受診率でございますが、やはりこれが100%ってないということがちょっと残念であるわけですが、そういう受診率についても、しっかりと100%本当に受診していただけるように勧奨していただきたいということを添えまして、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれにて終了します。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は本日すべて終了しましたので、15日は休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、15日は休会とすることに決しました。ここで本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後3時55分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後3時57分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....
○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時57分散会
.....

議事日程(第4号)

平成19年3月19日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決(議案第1号から議案第37号まで37議案及び陳情第1号)

追加日程第1 意見書(案)第2号上程

日程第3 議案第38号、議案第39号、議案第40号一括上程

日程第4 質疑・討論・採決(議案第38号から議案第40号の3議案)

日程第5 議会広報編集特別委員会の視察研修報告

日程第6 議会広報編集特別委員会の報告

日程第7 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第2 桑畑浩三君の議員辞職の件

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決(議案第1号から議案第37号まで37議案及び陳情第1号)

追加日程第1 意見書(案)第2号上程

日程第3 議案第38号、議案第39号、議案第40号一括上程

日程第4 質疑・討論・採決(議案第38号から議案第40号の3議案)

日程第5 議会広報編集特別委員会の視察研修報告

日程第6 議会広報編集特別委員会の報告

日程第7 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第2 桑畑浩三君の議員辞職の件

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君

2番 財部 一男君

3番 上西 祐子君

4番 福留 久光君

5番	長尾 鈴子君	6番	大久保義直君
7番	重久 邦仁君	8番	東村 和往君
9番	池田 克子君	10番	別府 久光君
11番	原田 重治君	12番	中石 高男君
13番	小牧 利美君	14番	宮田 強雄君
15番	黒木 孝光君	16番	的場 茂君
17番	桑畑 浩三君	18番	山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩松 健一君	書記	出水 健一君
		書記	榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時04分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（原田 重治君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務文教委員長よりお願いします。総務文教委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保義直君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保義直君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号、第4号、第5号、第9号、第11号、第14号、第15号、第16号、第24号、第35号の計10件でございます。以下、案件ごとに説明を申し上げます。

議案第2号「三股町副町長の定数を定める条例」について説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の第161条第2項の規定に基づき、三股町助役を三股町副町長に定数を1名と定めるものであります。

当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第4号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

本案の条例改正は、第2条別表第1の表中、三股町国民健康保険病院手数料の項を削り、また別表第2の表中、三股町国民健康保険病院の項を削り、新たにコミュニティバスの項を挿入し、フリーパス券の関係があり、附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

本案の条例改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、改正点については別表新旧対照表に明記されてありますので、説明は省略いたします。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

本案の条例改正は、別表に定めてあります表中で、研究指導員を教育研究所に改め、新たに研究員年額1万2,000円を加えるものであります。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第11号「三股町社会福祉基金条例を廃止する条例」について説明いたします。

本案の条例廃止条例は、社会福祉基金として必要がなくなり廃止するものであり、基金残高もないそうであります。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号「宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」説明いたします。

本案の規約の変更の主なものは、一部は地方自治法に基づく改正案も含まれており、組合に会計管理者を置き、吏員その他の職員を職員に、知識経験者を識見に改め、一部事務組合の次に広域連合を加える。また、合併に伴う改正で北川町を削り、延岡市北川町に変更するものであります。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第15号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついて」説明いたします。

本案の規約の変更は、議案第14号と同じく一部が地方自治法に基づく改正案が含まれており、組合に会計管理者を置き、吏員その他の職員を職員に、知識経験者を識見を有する者に改めるものであります。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について説明をいたします。

本案は、歳入歳出の総額85億2,553万4,000円に歳入歳出それぞれ2,934万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億9,619万4,000円とするものであります。

主なものを申し上げます。歳入については、地方交付税1,049万4,000円の増に対し、県支出金2,922万7,000円と繰入金1,851万2,000円の減額になっており、差し引き歳入合計2,934万円の減額になっております。その他の金額は決定及び実績見込みによる増減補正であります。歳出については、予備費が1,944万6,000円が主なもので、この予備費については収支の調整を図ったものであり、それ以外は実績見込み執行残による増減補正であります。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成19年度三股町一般会計予算」について説明申し上げます。

本案の予算は、歳入歳出それぞれ83億3,000万円で、対前年度比1億4,000万円、率にして1.7%の減になっております。

歳入については、主なものだけ説明を申し上げます。町税が18億1,283万円で、前年度比2億1,819万3,000円の増になっております。地方交付税は24億2,927万8,000円で、1億8,906万6,000円の減、国庫支出金が9億7,562万3,000円で、前年度比1億590万7,000円の増、県支出金は5億8,842万9,000円で、前年度比2,870万3,000円の減、繰入金が7億928万円で前年度比1,161万3,000円の減、町債費8億5,240万円で前年度比1億4,000……（発言する者あり）訂正をいたします。町債については8億5,240万円で、前年度比1億650万円の減になっております。

詳細は、事項別明細書及び予算説明資料に記載されてあります。

歳出について主なものを説明いたします。議会費は7,506万3,000円で、前年度比1,904万4,000円の減、総務管理費7億248万2,000円で、前年度比1億7,102万円の減。次に、消防費で2億2,067万円で、前年度比1,809万1,000円の増、このうち常備消防費1億7,190万4,000円で、前年度比1,773万8,000円の増になっております。

次に、中学校費で学校整備費が6億8,513万5,000円で、前年度比5,620万6,000円の増になっており、主なものは13の委託料で2,057万7,000円、14使用料及び賃借料5,709万2,000円、15の工事請負費が5億8,661万1,000円、18備品購入費1,886万円になっております。社会教育費の文化振興費1億6,688万7,000円で、前年度比6,031万7,000円の減になっております。本年度新たに15工事請負費5,300万円と18備品購入費1,329万2,000円が予算計上されております。

次に、保健体育費の体育施設費の工事請負費1,820万円、3の学校教育費1億2,611万1,000円で、前年度比1,406万円の増で、15工事請負費の給食費1億2,611万1,000円で、前年度比1,406万円の増で、15工事請負費1,448万6,000円が主なものであります。

次に、公債費が9億727万4,000円で、前年度比7,328万6,000円の減になっております。予備費は1,000万円であります。

附帯意見として、第7地区分館外壁診断調査委託料114万9,000円が予算計上されております。この分館は、平成5年10月に新築されているが、外壁に鉄筋のさびが出ており、コンクリート流しの時点のミスか設計上のミスではないかとの問題がありまして、診断の結果は見らないとわかりませんが、補修には多額の経費が必要と考えられますので、今後は管理監督を十分にしてほしいとの意見がありました。

審査の結果、当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。議案第35号「工事請負契約の変更について」説明申し上げます。

本案は、平成18年度三股中学校整備事業第1期管理棟建築主体工事が平成18年6月22日議決分の工事請負契約の契約金額を変更するものであります。変更理由については、別紙のとおりで元請金額3億8,325万円でありましたが、今回の変更追加金額は2,815万2,000円で、変更請負金額は4億1,140万2,000円となったものであります。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の審査の報告を終わります。以上です。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） それでは、福祉保健常任委員会の報告をいたします。

福祉保健常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第3号、10、12、13、16、17、18、19、24、25、26、27、28、33号と陳情第1号の計15件でございます。

議案第3号「三股町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定めるについて御説明申し上げます。

本案の改正は、第4条、第7条、第8条と第11条を第14条とし、新たに第11条、第12条、第13条の3条を加えるものであります。利用料金の使用料、手数料金額は変更ないが、指定管理者が収受できるものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定める。

この条例は、就学前乳幼児期における疾病等の治療を容易にし、乳幼児の福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的としたものであります。すなわち、これまでは入院、ゼロ歳から6歳就学前と外来、ゼロ歳から5歳未満までの助成とし、そして自己負担は350円としていたものを、入院・外来ともに6歳就学前の助成とし、自己負担も全額助成するものであり、所得制限はなく、この事業に影響額は1,487万円程度の見込みであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号「三股町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」についてであります。

審査の経過、三股町在宅介護支援センターは包括支援センターに再編されたため、廃止するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号「三股町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」についてであります。

訪問看護ステーションは、総合福祉センター（名称）元気の杜に移転したことにより廃止するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

福祉課において、歳入では、款13国庫支出金、節の3老人福祉費補助金3,000万円は、養護老人ホーム23部屋のバリアフリー化補助金であります。これは、国は18年度に限り、老朽化した施設についてバリアフリー化に向けた施設整備についての交付金を活用できるものの追

加協議を平成18年12月31日付で通知して示したところであり、国の通知もおくれたこともあって、第2表繰越明許としたものであります。なお、補助率は10分の10であり、有利な補助金であります。

町民保健課において、歳入では、款の17繰入金、特別会計繰入金49万7,000円減額補正し、歳出では、款の4衛生費、13委託料減額30万円は、乳児健診受診者見込み減によるものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第17号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額27億2,074万8,000円に歳入歳出それぞれ671万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ27億2,746万3,000円とするものであります。医療給付費の不足により一般会計から補てんするものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号「平成18年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額21億2,668万8,000円に歳入歳出それぞれ4,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,817万1,000円とするものです。歳入においては、医療費負担金を減額し、一般会計繰入金を増額し、歳出においては、医療給付費を増額補正するものであります。以下、説明欄のとおりであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額15億9,839万1,000円に歳入歳出それぞれ5,015万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,823万5,000円とするものであります。以下、説明欄のとおりであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成19年度三股町一般会計予算」についてであります。

民生費の総予算としましては、25億357万5,000円、前年比4.9%、1億1,762万8,000円の増となっております。

福祉課において、民生費、歳入については、款の11分担金及び負担金、民生費負担金が1億7,740万7,000円となっております。これは、老人福祉費負担金2,039万6,000円と児童福祉費負担金1億5,701万1,000円であります。このうち常設保育所保育料は

9,650人掛ける1万5,900円の1億5,343万5,000円、常設保育所保育料滞納繰越分過年度分300万円であります。

款の19諸収入、雑入26万4,000円は、元気の杜太陽光発電余剰電力売上代金であります。

次に、民生費、歳出の主なものといたしましては、社会福祉費の扶助費において2億6,481万7,000円は、対前年度に対し2,075万9,000円の増であります。社会福祉施設費、13委託料732万2,000円については、温泉設備保守点検業務委託料211万5,250円が主なものであります。老人福祉費においては、6億5,529万円は、対前年度に対し2,411万6,000円の増であります。13委託料1億5,012万8,000円は、養護老人ホーム措置費であります。児童福祉費総務費3億2,927万円は、対前年度比4,130万2,000円の増であります。これは、乳幼児医療費の全面無料化と児童手当の第1子、第2子5,000円が1万円にアップしたため、増になったものであります。児童運営費8億1,330万円は、乳幼児健康一時預かり事業委託料の420万円ほか保育所運営費負担金の7億9,055万円であります。

町民保健課において、歳入は、款の17繰入金、疾病予防事業繰入金として町スポーツ祭、さわやかスポーツ祭、チャレンジラン19万1,050円であります。歳出の新規事業は、特定不妊治療費助成、限度額5万円掛けるの10人分の50万円であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4,296万5,000円とするもので、対前年度比18.4%の増であります。

歳入では、国民健康保険税6億4,186万円、内訳は一般医療費分現年度課税分4億2,478万1,000円と退職医療給付費分現年課税分1億4,255万5,000円であります。国庫支出金7億8,360万9,000円、療養給付費等交付金7億59万5,000円であります。

歳出では、保険給付費、項の1療養諸費本年度合計は17億8,262万3,000円であり、項の2高額療養費本年度合計は2億703万円であります。款の3老人保健拠出金本年度合計は4億1,460万6,000円であり、款の4介護納付金本年度合計は1億3,483万2,000円であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号「平成19年度三股町老人保健特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,394万円とするものであります。歳入

では、款の1支払基金交付金、目の1医療費交付金10億5,599万1,000円は、医療費基金負担分であります。歳出では、目の1医療給付費、20の扶助費20億500万円は、国保連合会支払い基金であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第27号「平成19年度三股町介護保険特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,125万1,000円とするものです。歳入内訳は、款の1保険料が2億1,920万5,000円のうち、現年度特別徴収金1億8,111万円、現年度普通徴収分3,709万5,000円等であります。歳出では、款の2保険給付費14億3,708万3,000円、目の5施設介護サービス等給付費7億1,374万8,000円、款の4地域支援事業費、13委託料492万8,000円は、包括的支援事業雇用契約職員2名分であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,498万1,000円とするものであります。歳入では、介護予防サービス計画費収入1,440万5,000円が主であります。歳出では、款の1総務費、一般管理費、13委託料821万1,000円は、雇用契約委託料3名分ほかであります。以下、説明欄のとおりであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第33号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」についてであります。

収益的収入及び支出は、第1款病院事業収益805万9,000円、支出は病院事業費用2,825万1,000円であり、資本的収入及び支出について収入1,719万円、支出1,718万9,000円とするものであります。以下、説明欄のとおりであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

陳情第1号「最低保障年金制度」の創設を求める陳情」についてであります。

年金制度に最低額の保障制度創設を求めるものであり——本案は創設を求めるものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設委員長よりお願いします。産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（財部 一男君） それでは、御報告申し上げます。

産業建設常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第6号、7号、8号、16号、20号、21号、22号、

23号、24号、29号、30号、31号、32号、34号、36号、37号の計16件でございます。以下、案件ごとに御報告申し上げます。

議案第6号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、塚原第2団地の4戸を解体し、また中原第3団地52戸を解体したものを減にし、今回新築した中原団地の27戸を増にしたものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」。

本案は、公共下水道処理場内に電話柱5本と電柱3本が立っております。この使用料を三股町道路占用料徴収条例で徴収していたものを、三股町使用料及び手数料徴収条例で徴収しようと改めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、字句の訂正と墓碑建設猶予の期間を9年を限度とする改正案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正額については総務文教常任委員長の報告がありましたので、省略いたします。

当委員会関係における補正の主なものは、欠損を見込む増減補正並びに事業実績による増減補正であります。土木費の住宅費中原第3団地建てかえ事業費6,731万7,000円を繰越明許とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,739万6,000円から歳入歳出それぞれ277万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,462万円とするものであります。これは、事業実績と決算を見込み増減補正する補正予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,007万2,000円から歳入歳出それぞれ107万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,899万9,000円とするものであります。

これは、事業実績と決算を見込み増減補正する補正予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億6,161万3,000円から歳入歳出それぞれ732万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,429万1,000円とするものであります。これは、事業実績による執行残と決算を見込み増減補正する補正予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「平成18年度三股町水道事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、長田地区簡易水道事業の年割額を増減補正するものであります。すなわち、18年度、2億2,900万円を2億3,273万6,000円に、19年度を3億6,300万円を3億546万3,000円に、20年度を1億8,500万円を2億3,880万1,000円に変更する補正予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成19年度三股町一般会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額については総務文教常任委員長の報告がありましたので、省略いたします。

当委員会関係における主要な投資的事業は、浄化槽設置整備事業に4,395万6,000円と中原第3団地建てかえ事業D棟、E棟で36戸分、5億6,035万円が主なものであります。また、一般的経費等については各課とも前年度よりマイナス予算となったところであります。

審査の経過の中で附帯意見がありましたので申し上げます。本町の町営住宅地における遊休地が各団地において非常に目立っております。そこで、当局においては遊休地の活用及び処分等を図ってもらうよう十分な検討されるように望むものであります。以上、附帯意見といたします。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,654万8,000円と定めるものであります。歳入については、農業集落排水施設使用料1,078万9,000円と一般会計繰入金3,575万1,000円が主なものであります。歳出は、農業費が974万1,000円、施設管理費1,069万4,000円、公債費2,611万3,000円となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,864万2,000円と定めるものであります。歳入については、農業集落排水施設使用料927万5,000円と一般会計繰入金2,935万9,000円が主なものであります。歳出は、農業費126万2,000円、施設管理費841万5,000円と公債費2,896万5,000円となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,669万5,000円と定めるものであります。歳入については、公共下水道受益者負担金987万3,000円、公共下水道施設使用料1,231万4,000円、国庫補助金1億4,000万円、一般会計繰入金7,195万2,000円、町債1億8,230万円が主なものであります。歳出は、総務管理費1,557万円、公共下水道事業費3億5,698万5,000円、それと公債費5,853万9,000円となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,002万7,000円と定めるものであります。歳入については、墓地使用料を5基分200万円と管理手数料を70万5,000円、一般会計繰入金を2,431万7,000円と基金繰入金を300万円とするものであります。歳出は、墓地公園管理費に242万2,000円と公債費に2,760万4,000円を計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「平成19年度三股町水道事業会計予算」について説明申し上げます。

本案は、長田地区の簡易水道を含むところの予算案であります。主要な建設改良事業は、施設費に8,432万5,000円、簡易水道建設改良費に3億546万3,000円であります。

次に、収益的収入は、第1款水道事業収益4億25万6,000円であります。（発言する者あり）訂正します。4億256万円であります。支出は、第1款水道事業費用3億6,631万6,000円となっております。

次に、資本的収入は、3億796万3,000円であります。資本的支出は、4億8,124万1,000円あります。収入が支出に対して不足する額1億7,327万8,000円は、当年

度損益勘定留保資金及び減債積立金、建設改良積立金並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。また、長田地区簡易水道整備事業は、3カ年間事業の2年度目を迎えることになったところであります。19年度の年割額は3億546万3,000円と20年度が2億3,880万1,000円と定めたものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「町道路線の廃止について」。

本案は、今市下新1号線ほか5線を廃止するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「町道路線の認定について」ですが、本案は、今市86号線ほか9路線を認定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、本会議を11時10分まで休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第1号から議案第37号まで37議案及び陳情第1号）

○議長（原田 重治君） 日程第2、議案第1号から議案第37号までの37議案並びに陳情第1号の質疑、討論、採決を行います。

議案第1号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。――次に、賛成討論の発言を許します。――討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町副町長の定数を定める条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三股町社会福祉基金条例を廃止する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三股町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「三股町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついて」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は総務文教委員長長の報告のように原案のとおり決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されま
した。

議案第16号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として質疑を行いま
す。質疑ありませんか。——質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討
論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は各委員長長の報告のように原案のとおり決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されま
した。

議案第17号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討
論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は福祉保健委員長長の報告のように原案のとおり決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成18年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されま

した。

議案第21号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成18年度三股町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成19年度三股町一般会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。19年度予算案に対して反対の立場から討論いたします。

町の19年度予算案は、独自の施策である乳幼児医療費を小学校入学前までとすることや不妊治療の件、巡回バスの実施などを柱とする数々の町独自の施策を盛り込んでいて評価すべき点が多々ありますが、国の予算は史上空前の利益を上げている大企業に減税をばらまくなど、大企業、大資産家を応援するものとなっております。

その一方で、定率減税の廃止や生活保護の削減に示されるように国民への負担増と給付切り下げは無慈悲に継続推進する内容となっております、これは社会的格差と貧困をさらに拡大するものです。今年度は所得税から住民税への税源移譲が実施されます。6月には住民税の定率減税廃止と住民税率の引き上げが同時に実施されるため、住民税が大幅に増税されることによって、国保や介護保険にも影響し、雪だるま式に負担増になるおそれがあります。

町の予算案でも町税は約2億1,800万円の増額ですが、国からの地方交付税、地方譲与税、特例交付税合わせても3億6,500万円の減額となっております。差し引き去年より1億4,000万円の減額予算となっていて、町民生活に関係する費目で減額となっております。

以上、反対討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第24号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第25号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成19年度三股町老人保健特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第26号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成19年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第27号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「平成19年度三股町水道事業会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「工事請負契約の変更について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 途中からの変更に対する工事なのですが、この金額は元請会社が言った額をそのまま認めるのか、適正な金額かどうか、そのあたりをどういうふうに審査されるのか、お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（大久保義直君） それでは、お答えをしたいと思います。この問題については以前から教育課長からもお話がありましたように、以前に建設されたもので、取り壊すかどうか、改修の部分を検査してみなければわからないということは再三申し上げられております。

そういうことで、今回もこのような予算が——工事契約の変更が出てきましたが、我々総務文教でも現地調査をいたしましたところ、やはりいろいろと問題はあると思っておりましたが、こういう現状から——現場を見た現状から見れば、今後の施設整備にはこれだけの変更金額が要る

だろうということで、全会一致で採決したわけでございます。

また、2期工事、3期工事についても、こういうような傾向は出てくるということで説明も受けておりますので、この変更だけでは済まないかもしれないということだけは予告をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この変更にあたって、元請会社の、じゃない第三者の公平な工事であるのか、金額であるのか、そういうふうな点はどうなっているんでしょうか、御審議。

○議長（原田 重治君） 総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（大久保義直君） お答えになるかどうかわかりませんが、そこまで我々は審議はしておりません。とにかくこの2,815万2,000円、この部分だけを審査しておりますが、先ほど申し上げましたようにこれだけの費用が要ということで、元請会社からも予算が来ておりますので、その線だけは審議いたしまして現地調査をしたところでございます。それ以降の問題については我々素人では絶対わかりませんので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「町道路線の廃止について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「町道路線の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号「最低保障年金制度」の創設を求める陳情」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本案に対する福祉保健委員長の報告は採択であります。陳情第1号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は原案のとおり採択されました。

追加日程第1. 意見書（案）第2号上程

○議長（原田 重治君） ただいまの陳情第1号の採択に伴う意見書（案）第2号の取り扱いについてお諮りします。意見書（案）第2号「最低保障年金制度の創設を求める意見書」を日程に追加し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第2の次に追加日程第1、意見書（案）第2号上程を御記入願います。

これより意見書（案）を配付いたします。しばらくお待ちください。

〔意見書（案）配付〕

○議長（原田 重治君） それでは、追加日程第1、意見書（案）第2号を議題とします。

意見書（案）第2号について提出者の説明を求めます。重久君。

〔7番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（7番 重久 邦仁君） 意見書（案）第2号について、「最低保障年金制度の創設を求める意見書」についての提案の趣旨を御説明いたします。

高齢化社会を迎え、その充実は全国民の切実な要望となっています。しかし、今の年金制度が抱える最大の問題は何といてもこのままでは無年金者、低年金者がふえ続けるということです。

また、保険料を納める人の率は下がり続けており、平成17年度の納付率は67.1%にしかありませんでした。

こうした年金制度の空洞化の状態は厚生年金でも進行しており、加入者数は平成10年以来、毎年減少しています。

年金制度の空洞化は、放置すればますます深刻な状態になるのは明らかであり、国に対して一刻も早い「全額国庫負担の最低保障年金制度」の実現を強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認下さるようお願いいたします。

○議長（原田 重治君） それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

意見書（案）第2号「最低保障年金制度の創設を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。――次に、賛成討論の発言を許します。――討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書については、速やかに関係機関に善処方を求めます。

日程第3. 議案第38号、議案第39号、議案第40号一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第38号、第39号、第40号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、追加上程いたしました3議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第38号「副町長の選任について」御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第162条の規定に基づき、副町長の選任について議会の同意を求めるものであります。今や地方分権改革による権限移譲や町民ニーズの多種多様化などにより、町が所管する行政分野や事務事業は拡大している中で、さらには町の行財政運営につきましても、厳しい局面を迎え、その状況下にあります。

そこで、在任中の助役であります原田一彦氏は、3月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き本町の副町長として、再度、適任者と判断しましたので、ここに御提案申し上げるところであります。

次に、議案第39号「教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって、青少年非行の増大等大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して、香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進、並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割は大きなものがございます。

在職中の田上末雄氏から、事情により平成19年3月31日付の辞職の申し出が3月5日に提出されたところであります。氏の10年6カ月間の本町の教育振興に対する情熱と御貢献に深甚なる感謝と敬意を表したいと存じます。

そこで、教育委員は人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者の選任が望まれることから、後任者といたしまして種々検討の結果、坂元克吉氏を最適任者であると考え、ここに御提案申し上げるところであります。

次に、議案第40号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役の名称を副町長に改め、また、副町長の選任に伴い、副町長の給与の減額期間を延長する形で改めるもので、所要の一部を改正しようとするものであります。

以上、3議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意並びに御承認下さるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、原田助役の退席を求めます。

〔助役 原田 一彦君 退席〕

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第38号から議案第40号の3議案）

○議長（原田 重治君） 日程第4、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第38号「副町長の選任について」を議題として質疑、討論、採決を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81条第1項の規定により単記無記名による投票で行います。

投票の方法については、第84条の規定により第27条から第34条までの選挙規定を準用します。——ちよっとお待ちください、別府さんが今いませんので。

ここで、念のために申し上げておきます。これから投票用紙を配付いたしますが、本案を「可」とされる方は投票用紙に「賛成」、「否」とされる方は「反対」と記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（原田 重治君） ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（原田 重治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（原田 重治君） 異状なしと認めます。

それでは、1番、斉藤さんより順次投票をお願いします。1番からずっと。

〔議員投票〕

○議長（原田 重治君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

投票箱の閉鎖を命じます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（原田 重治君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、斉藤さん、2番、財部君を指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。どうぞ、お願いします。

〔開票〕

○議長（原田 重治君） 投票の結果を発表します。

投票総数17票、すべて有効投票であります。結果は、賛成14、反対3であります。よって、賛成が多数でありますので、議案第38号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（原田 重治君） ここで、昼食のため1時半まで休憩といたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

次に、議案第39号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 教育委員会ということで氏名が上がっておりまして、初めて私なんかが目にしたわけですが、70歳ということの年齢が1つと、町長が目指されている教育の町づくりの一環として、最適任者だということの名前が上げられているちゅうことは承知しますが、

私が考えるのにも、もう少し年齢的なものは考慮されてなかったのかということが1つと、今後目指すものの町長が教育の基本といいますか、それにどこがその人が合っているのか、そういうところからも人選の選定があったのか、質問したいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま質問がございましたが、年齢的に70歳という年でございます。いろいろ今回の田上先生の後任につきましては、こちらとしてもなかなか人選に困ったわけでございますが、いろいろと教育委員会の方にもいろいろ御相談を申し上げ、その人選に入ったところでございます。なかなか若い人がこの時期に見当たらないということでございます。

なお、坂元克吉先生におかれましては、非常に退職された後経験も豊富であるし、そしてまた本町の教育委員会の社会教育主事も2年半ぐらい経験があるということから、坂元克吉氏をお願いしたということでございます。なるだけ若い人ということ念頭に置いて考えたんですが、なかなかこの時期にはなかなかいないということで、やむなく坂元先生に最適任だということをお願いしているところでございます。

今後は言われるとおり、なるだけ若い人等を教育委員の人をお願いを申し上げたいという考えを持っているわけです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 今の答弁を聞きまして、福祉の町づくりで町長は非常に先端を走っておられるのはわかりますが、古く三股町の教育の町という声を聞かなくなったように私は思うわけです。そこで、この教育委員会のあり方、それからもう一つ、教育長のそしてあり方、これは国からのいろいろ通達なり新聞等にも教育委員会のあり方、それから教育長のあり方という等にも物事が発展しております。その点も十分考慮され、今後の委員の選定も十分考慮されて生かしていければと思います。

以上。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81条第1項の規定により単記無記名による投票で行います。投票の方法については、第84条の規定により第27条から34条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げておきます。これから投票用紙を配付いたしますが、本案を「可」とされる方は投票用紙に「賛成」、「否」とされる方は「反対」と記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（原田 重治君） ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（原田 重治君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（原田 重治君） 異状なしと認めます。

それでは、1番、斉藤さんより順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（原田 重治君） 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

投票箱の閉鎖、いいですか。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（原田 重治君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、上西さん、4番、福留君を指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。開票してください。

〔開票〕

○議長（原田 重治君） 投票の結果を発表します。

投票総数17票、すべて有効投票であります。結果は、賛成15、反対2票であります。よって、賛成が多数でありますので、議案第39号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（原田 重治君） 議案第40号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議会広報編集特別委員会の視察研修報告

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会広報編集特別委員会の視察研修報告を議題といたします。

議会広報編集特別委員会よりお願いします。斉藤さん。

○議会広報編集特別委員（斉藤ちづ子君） 議会広報編集特別委員会の視察研修報告をいたします。

去る1月23日から24日にかけて、熊本県玉名郡の長洲町に広報委員5名と議会事務局職員1名で視察研修に行きました。長洲町は、人口約1万8,000人の町で、熊本県の北西部に位置しており、南西部を有明海に面し、対岸には島原半島を望み、北部は荒尾市と隣接しています。この町は、日本有数の金魚の産地としてその名を知られています。

さて、議会広報紙についてですが、NAGASU議会だより「潮さい」というもので、昭和58年5月に創刊され、途中中断もあり、現在87号を発刊されています。発行回数は定例会ごとに年4回、発行時期は定例会開催月の翌々月の中旬というので、三股町より随分遅いと感じました。また、配布方法は区長を通じて町内全世帯に配布されています。

三股町と違う点を拾い上げますと、一般質問は定例会終了後、会議録作成業者に反訳を依頼する。2番目に、10日程度で一般質問の会議録がメールで届く。3番目に、それから一般質問者に会議録の写しを同封し、原稿作成を依頼する。4番目に、原稿締め切り日は依頼日から1週間くらいとするというところであります。私たち三股町の方がはるかに努力していることを認識いたしました。

編集作業では1、1行の文字数を12文字から10文字に変更し、文字を大きくしている。2、難しい意味の語句については説明を加える。難しい読みの場合は振り仮名をつける——小学生でも読めるようにということでもあります——など学ぶ点も多くありました。明細については、議会事務局に資料がありますので、ごらんください。

なお、帰りに長洲町の松井議長より金魚のお土産をいただいて帰りました。友好の関係が続く

ように大事に育てていきたいものであります。副議長の庭の池で元気に泳いでいます。

以上で報告を終わります。

日程第6. 議会広報編集特別委員会の報告

○議長（原田 重治君） 日程第6、議会広報編集特別委員会の報告を議題とします。

委員長より報告をお願いします。的場君。

〔議会広報編集特別委員長 的場 茂君 登壇〕

○議会広報編集特別委員長（的場 茂君） それでは、議会広報編集特別委員会の解散に当たり御報告をいたします。

私たち広報編集特別委員は、平成17年5月2日の臨時議会において選任され、第39号から編集広報活動を行い、今議会広報号第47号に取り組んでおります。議会だよりの編集作業については、県、全国町村議会の主催による研修会や先進地視察など積極的に参加しながら、前委員会の研修方針を引き継ぎ、編集活動を重ね、皆様に読みやすく、わかりやすく、理解していただくため、また、真実を町民の皆様に伝える目的で取り組んでまいりました。

また、委員会は教育関係の学校教育、幼児教育に取り組んでいる現場紹介をシリーズで掲載しております。現時点では、学校関係紹介は東高校で終了して、現在は幼児教育現場をシリーズで紹介しているところでございます。また、少しでも多く傍聴をしていただくため呼びかけや、御存じですかと題して請願書、陳情書提出紹介なども掲載してきました。

次に、現在、取り組んでおります「こんにちは議会です」第47号の発行について報告します。現議会広報編集委員会は、本3月定例議会終了後、直ちに編集に入り、4月30日の任期まで編集を行い、特別委員会を終了することになっています。

ちなみに、今回の議会だよりの第47号の発送が5月15日の予定になっております。しかし、御承知のとおり、5月1日が改選後の初議会が予想されており、議会の体制が委員会の構成も変わりますので、その新体制を編集するには特別号を発刊すれば別ですが、6月号と報じることになると、8月1日前後の発送となることが予想され、余りにも空白ができてしまいます。よって、5月1日の初議会の編集は、本来なら新委員会の権限であります。速やかに新議会体制を町民に広報する必要があり、印刷の日程との関係から、現委員会で事前に編集を行い、そのスペースを確保しておき、今3月定例議会分と一緒に新議会体制についても掲載するのが最良の方法と思います。

以上で報告を終了いたしますが、最後になりますが、皆様方の温かい御理解と御協力により現広報編集特別委員会は任期の2年間を無事取り組むことができました。委員会委員を代表して、衷心より厚く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

日程第7. 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第7、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

ただいま議会広報編集特別委員会の調査報告が終わりました。調査期限を限定していない特別委員会は、通常任期中最後の定例会での報告をもって消滅するわけですが、議会広報編集特別委員会は本定例会終了後も編集のための委員会開催が必要であります。

お諮りします。議会広報編集特別委員会については議員の任期満了日の4月30日まで存続させることにし、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会は議員の任期満了日の4月30日まで存続し、閉会中も活動できることに決しました。

日程第8. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会後に臨時会が招集された場合、その会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、議会運営委員会は閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の閉会後に臨時会が招集された場合、その会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、議会運営委員会は閉会中も審査できることに決しました。

追加日程第2. 桑畑浩三君の議員辞職の件

○議長（原田 重治君） 本日、桑畑君から議員の辞職願が提出されております。

ここで、お諮りします。桑畑浩三君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、桑畑浩三君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決しました。議事日程表の日程第8の次にその旨御記入願います。

追加日程第2、桑畑浩三君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、桑畑君の退席を求めます。

〔17番 桑畑 浩三君 退場〕

○議長（原田 重治君） 局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、朗読いたします。

平成19年3月19日、三股町議会議長原田重治殿、三股町議会議員桑畑浩三。辞職願、このたび一身上の都合により、平成19年3月29日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。桑畑浩三君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、桑畑浩三君の議員の辞職を許可することに決定しました。

桑畑君の入場を許可します。

〔17番 桑畑 浩三君 入場〕

○議長（原田 重治君） 桑畑君にお伝えします。3月29日をもって議員を辞職されるという願いは、ただいま本会議で許可されました。

○議長（原田 重治君） 以上ですべての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午後1時57分休憩

〔全員協議会〕

午後2時21分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたが、定例会を閉会するに当たり、議長の立場から一言お礼を申し述べたいと思います。

私たち18名の議員にとりましては、今定例会が最後の定例会となりました。平成15年5月の初議会以来、きょうまでの4年間で定例会が16回、臨時会が12回の計28回議会が開催さ

れ、審議、採決した議案数は415議案、意見書、陳情等は68件に上っております。

この間、私は、平成17年5月から2年間議長を務めさせていただきましたが、今振り返ってみますと、自己満足かもしれませんが、それなりに円滑に議会運営ができたのじゃないかと自負しております。これも議会運営委員の方々を初め、議員各位並びに執行部の深い御理解、御協力のおかげでありまして、ここに心からお礼を申し上げます。

なお、今限りで勇退される方もおられますが、勇退される方々には、長い間本当に御苦労さまでありました。各位の長年の御尽力、御協力に対し、心から敬意を表します。

また、4月の選挙に出られる方には、選挙も間近に迫っております。各位の御健闘、心よりお祈りをし、簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で平成19年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後2時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 財部 一男

署名議員 的場 茂